

特230

451

水産叢書〔第一輯〕

暹羅の水産

法人 南洋水産協會



始



特 230
451



水産叢書〔第一輯〕

羅の水産

法人團 南洋水産協會





南洋水産協会の水産



はしがき

本書は農林省水産局の兼友大助氏が先年シヤム國に渡航して詳細に調査された同國水産の全貌とも稱すべき貴重なる文献である。本書を繙けば南國シヤムの水産一般は充分に了解せられ南方漁業に進出する者の好資料として推賞に價するものと信ずる。

近時漸く南方進出熱が踴興して來た。有力なる水産會社も二三出來てきた際に、本書の如き得易すからぬ貴重な資料を公開することは業界を裨益することが多からふと信じ、兼友氏に乞ふて茲に出版した次第である。

昭和十年五月

法人 南洋水産協會

暹羅灣水産調査

暹羅湾水産調査

目次
第一編 水産事情
第一節 水産の施設と其の機關
第二節 漁業
第三節 製鹽業
第二編 暹羅水産の一斑
第三編 暹羅國タチン村に於ける水産の状態
第四編 暹羅灣東南海岸に於ける漁業の状態

暹羅の水産

目次

- 第一編 水産事情……………一
- 第一節 水産の施設と其の機關……………一
- 第二節 漁業……………八
- 第三節 製鹽業……………一五
- 第二編 暹羅水産の一斑……………一八
- 第三編 暹羅國タチン村に於ける水産の状態……………四〇
- 第四編 暹羅灣東南海岸に於ける漁業の状態……………七二

暹羅の水産

『暹羅事情』より抜萃

第一編 水産事情

第一節 水産の施設と其の機關

暹羅は海岸線の延長僅かに二、四〇〇基米突に過ぎず、良好の港灣も極めて少ない。

乍然、内地には湄南河、メクロン、バンパコン等の諸大河貫流し、前には周年靜穩なる暹羅灣を擁し、魚類の蕃殖無盡であるから相當の機關を設け、水産業を奨勵したならば重要國產の一部を占むるに至るは見易き筈なるに拘らず、政府は水産に就き全く閑却するものゝ様で、單に大藏省稅務局内に「クロム・アーコン・カーナム」なる一課ありて水産に關する稅務を處理するに止まり、何等施設の見る可きものなく、ラタナコーシン曆一二〇年(明治三十四年)に水産に關する法令を發布し地方長官をして其の施行の任に當らしめて居るのである。同法令中には魚族の蕃殖保護を目的とする章あれども、要するに政府の收入増加を計るもので漁場料、漁具料、販賣稅を徵收す。

今水産税法を摘譯すれば左の通りである。

水産法令大要

第一條 本令はラタナコーシン曆一二〇年水産税法と名づく

第二條 本法令施行の時期及區域は別に官報を以て告示す、何れの地方を問はず本法令施行の日より總て本法令と抵觸する舊法律及慣例を廢止す

第三條 本法令中に使用せらるゝ言語の解説は次の如し

セーナーボデー とは稅務に關する上長官を云ふ

テーサービバーン とは總督若くは縣知事を云ふ

チャウバナツクガーン とは本法令に従ひ事務を取扱ふ官吏を云ふ

サットナム とは普通水中に生息するカニ、エビ、魚族ナマコ、及貝類等の動物を總稱す

テー・チャブ・サットナム とは海、河川、運河、沼澤、池等凡て水族の棲息する場所を謂ふ

クルアング・ムー とは水族を誘獲若くは捕獲する器具を云ふ

コットセーナーボデー とは本法令施行の爲め大臣の制定勅裁を得たる規定にして官報を以て告示するものを云ふ

第四條 何れの場所又如何なる方法を問はず、水族の捕獲は本法令に據るべきものとす

第五條 本法令の規定に據る水族の捕獲區域は分ちて次の二種とす

一、水族蕃殖の爲め定めたる禁漁區域

二、本令の規定に従ひ一人若くは汎く漁業を許されたる許可區域

第六條 水産稅は次に述ぶる六種に依り徵收す

一、市場に於ける鮮魚の賣買價格に據るもの

二、漁場の廣狹に據るもの

三、或る禁漁區域内に一人に限り漁業せしむるもの

四、或る許可區域に於て一人に限り或方法を以て漁業に従事せしむるもの

五、規定されたる漁具に據るもの

六、規定されたる各種の漁具を使用する人數に據るもの

第七條 市場に於ける鮮魚の賣買價格に據り徵稅する地方にありては、漁具に依り徵收するもの及漁具を使用する人數に據る稅は之を免除す。但し漁場遠く鮮魚を市場に販賣する能はず、徵稅の途なきときは之を除く。又漁場に據ては賣買價格の百分の十九を超過せざる範圍に於て適宜に稅率を定むることを得

第八條 總督は水族を絶滅せしめざる適當の方法に依り禁漁區域内に一定の期間漁業を許可するの權

を有す。此の漁業許可は出願者をして競争入札せしむ

第九條 寺院の境内若くは境界より五尋以内にある漁業地は本法令に據り禁漁區域とす

第十條 總督又は當該主任官吏は境界を劃し漁業方法を定めしめ、漁業區域内に於て一人に對し漁業を許可するの權を有す。セーナーボヂャは省令を發布し税率を定め及賣買價格の百分の十を超過せざる範圍に於て適宜に許可税法を制定する權を有す

第十一條 セーナーボヂーは省令を發し各種の漁具に對し百分の十を超えざる漁具税率を定むるの權を有す。有税漁具の所有者は主任官吏の許可を得たる後之を使用することを得

第十二條 セーナーボヂーは第十一條に規定せざる漁具を使用して漁業に従事する人數に従ひ許可税を定め漁具に制限せず此等の小漁具を使用する人別に依り徵税するの權を有す

第十三條 セーナーボヂーは或區域内に於て漁具使用許可申請を免じ若しくは或區域内に於て漁具を使用する人頭に據る許可税を免じ、又は或區域内に於て或種の漁具使用を禁止する權を有す

第十四條 セーナーボヂーは河水氾濫し若くは魚族の産卵期節に於て魚族の産卵場たる靜止水中に投網、引網、四手網等を魚族に投じ若くは掬取る漁具又は三叉等の魚族を突取る漁具の使用を禁止し及場所依り適宜に禁止時日を定むる權を有す

第十五條 何人たるを問はず漁場内に毒藥を投ずるを禁止す

第十六條 本令に従ひ漁業税を納む可き者にして其の義務を履行せざるときは主任官は次の各項を適用する權を有す

一、漁業税完納に至る迄漁業場に於ける漁業の禁止

二、未納者の財産を差押へ未納金額及競賣費用を償ふ爲め之が競賣

三、未納者を拘留し未納金額を償ふ爲め一日一銖の割合にて力役に服せしむ

第十七條 當該官吏は法令に違反し若くは法令に違反する漁具を以て捕獲されたる魚族を差押へ之を政府の所得とす

第十八條 本法令に従ひ許可を受けざる漁具を使用したる者は二〇〇銖以下の罰金若くは六箇月以内の禁錮又は之を併課す

第十九條 左の各項の何れもに該當する者は四〇〇銖以下の罰金若くは一箇年以内の禁錮又は之を併課す

一、法令に従ひ權利なき漁業場に於て魚族を捕獲するもの

二、禁漁區域若くは獨占區域内に於て漁業許可を得たる者にして本法令に違反する方法を以て漁業に従事するもの

三、漁業に毒藥を投ずるもの

四、禁止漁具を使用するもの

第二十條 當該官吏が申告者に支拂ふべき報酬金、法令違反者が施したる設備の除去若くは改修に必要な金額は支出の公私を問はず違反者之を負擔す。其の支拂ひ不能なるときは體刑を以て之に代

第二十一條 セーナ・ポデーは本法令に據り事務を處理する爲め隨時省令を制定公布することを得。省令は勅許を得て官報に掲載したる時本法令の一部として同一効力を有す

税率の詳細は省令にて制定せられ、漁獲方法及漁場の異なるに従ひ水産税も亦た同一でない。而して水産に對する施設の未だ見る可きなきことは前にも記した通であるが漁業者も近海數哩の内に於て漁業に従事するに止まり、其の方法は極めて幼稚なるに拘らず相當の成績を挙げつゝあるは大に注目す可き點で暹羅の水産業は前途洋々たる有望事業の一たるを失はず吾人の活躍に遺されある範圍は廣且つ大と言はねばならぬ。

茲に最近に於ける輸出入表を掲げて参考に供することとする。

輸出 水産物

名 稱	一九一八—一九一九年		一九一九—二〇〇年	
	數量 (擔)	價 額 (銖)	數量 (擔)	價 額 (銖)
Pla heng or pla hang 鹽 乾 淡 水 魚	一四三八・三一	四六、三九二	二八八・〇一	一一、四〇八

名 稱	一九一八—一九一九年		一九一九—二〇〇年	
	數量 (擔)	價 額 (銖)	數量 (擔)	價 額 (銖)
Plasart 鹽 乾 淡 水 魚	二、七〇七・四六	六六、一一四	一五六・二八	五、三四五
鹽 製 Pla 鹹 水 魚	七二、四四六・四三	五八六、七九七	六九、六〇七・六四	七四〇、四五五
Plata 以 外 の 鹽 製 魚	一〇三、一三五・一八	六六五、〇九五	八六、六七八・三三	七六七、九六一
龜 甲	—	—	一三・二六	三七五

名 稱	一九一八—一九一九年		一九一九—二〇〇年	
	數量 (擔)	價 額 (銖)	數量 (擔)	價 額 (銖)
サ メ 皮	三六五・四一	八、八四九	五〇七・二二	一六、一八二
燕 巢	一〇六・六一	二〇一、六九七	一九九・五〇	三三〇、五六五
鹽 計	三、七〇二・九八	三二八、八八三	一〇四、八八〇・五〇	九一〇、六六二
	—	一、九〇一、八二七	—	二、七八二、九五三

輸入 水産物

名 稱	一九一八—一九一九年		一九一九—二〇〇年	
	數量 (キログラム)	價 額 (銖)	數量 (キログラム)	價 額 (銖)
罐 詰 鱒	二、〇四一	六、一三七	一〇〇、四四八	一五三、三九七
罐 詰 鮭	二七、二二四	三六、二四一	一四九、五九五	一五五、九七五
其 他 の 種 類	一五、四九九	二七、六三四	三二、四八四	五九、五一四
罐 詰 以 外 の 魚 類	一、二九一、〇六五	五九八、八二五	二、三四八、一八九	一、一四一、四九六
計	—	六六八、八三八	—	一、五一〇、三五二

暹羅の漁業は河川沼澤に於ける淡水漁業と暹羅灣内の鹹水漁業の二種ある。

一、淡水漁業 國の中央には湄南の大河貫流し西にメクロング東にバンパコン河を控へ之に數多の支流及運河あり、五月雨季に入れば殆んど連日の降雨に依り、各河川沼澤氾濫し遂に九月末より十月初旬に至れば水田原野と、一面の大湖水となるので河川、沼澤に棲息する各種の魚族は水田原野に出で、游泳し廣く餌料を漁り盛んに生育蕃殖するから魚族の豊富なる真に驚く可き程である。其内ブラーチョン（泥鯉）ブラーサリット、ブラモ、ブラーヅク（鯰）最も汎く蕃殖し、日常の副食物として絶えず食膳に上り、殊にブラーチョン魚は鹽乾、又は燻製品となり病人小兒に缺く可からざる食物として需要多く値も亦貴い。

(8)

漁場 湄南河畔中央暹羅の全部は其の漁場と言ふて然る可きであるが沼澤に富める「クロングカウ」州、ピサヌロク州、ナコンソワン州、ナコンチャイシー州内のスバンブリーは主要漁場である。魚族は各地とも殆んど同一であるが湄南上流は鮒、鯉、多く蕃殖しスバンブリーのブラーサリット、クロングカウ州の川蝦は共に有名のものである。

漁期 地方に依り多少の早晩あれども普通減水期より着手し十二月翌年一月を最盛期とす。

漁業者 大漁場に投資する者は在留安南人及其の系統のもの多數を占め、又暹羅農民の大多數は一時的の小漁業者である。

漁業方法 主に行はるゝは簣立漁業で竹簣を以て支流を横斷し又は沼澤を區劃し減水期に至り水田原野に游泳せる魚族が漸次、此の内に落ち來るを捕へ、又早魃を待つて之を漁獲する。此の外本流を中斷し柵を設け袋網及諸種の漁具を使用して漁業に従事するものである。又浮草、雜草の障害少き大沼澤に於ては多く四手網、投網を使用し浮草、雜草の繁茂する場所は竹簣を以て圍ひ減水期に至りて之を捕獲す。湄南メクロン、バンパコン河の上流沙濱ある箇所には地曳網を用ひて漁獲する者もあるを見る。

以上は淡水漁業の主なるものであるが水田溝渠も又漁場なるが故に老幼婦女も簡單なる漁具を携へ到る處に漁業に従事して居る。

漁獲物 ブラーチョン、ブラーサリット、ブラーモ、鯉、鮒、蝦、鰻、スツボン、鯰の數種を主なるものとす。内ブラーチョンは無水の泥中に越冬する程の生活力旺盛の魚族であるから活魚として遠隔の地より盤谷に輸送して來る。其汽車便によるものはホワラムポーン、汽船便によるものはバンラムブー魚市場に集まり、更に幾多の小市場に分配販賣せらる。鰻、蝦は加工品なく鮮魚にて販賣すれどもブラーチョン其他は鹽乾、若くは燻製として内地の需要を充すと共に海外に輸出することは

前表に示す通りである。

二、鹹水漁業。暹羅灣内に行はれ東北西南氣候風の關係で東西兩海岸に於て平穩時と波濤の荒れ狂ふ二期があるけれども纔かの近海に止まり灣内は概して靜穩、周年漁業を休止する様な險惡なる天候は殆どない。暹羅灣は一體に水淺く最深所と雖ども六十尋、海岸は十尋を超えず、殊に湄南河口には一帶六十哩に亘る砂洲あり干潮時は三―四尋、満潮時一三―一四尋を出でない。而して漁業は沿岸四、五哩の近海水深四尋乃至十二―三尋の所で行はれ遠洋に出漁する者は稀である。

漁期 氣象の項に於て記したるが如く過去十年間の平均温度は攝氏の二八度、最高温三二度五分、最低温二三度で其の差異は僅かに五度五分に過ぎず、従ひて海水の温度も甚しき相差不なき爲め潮汐、干満外、魚族の移動を促すものなく海流の影響も少ないから漁獲の多寡を左右するは主として天候風雨である。各種の漁業は皆雨期の初めより著手し乾季の初め十月、十一月、十二月を盛期とし翌年の一月に終はる。然し淡水漁業と異り周年に亘り多少の漁獲あるは言ふを俟たない。

漁業者 大漁業の資本主は殆んど全く支那人で漁業者も亦支那人が多い。稀に暹羅人の漁業者を見ることがあるも雇労働者に過ぎず。之れ鹹水漁業は淡水漁業と趣を異にし小仕懸の漁業と雖も相當の漁具を備ふる必要があるからである。

然るに暹羅の中流以上の資産階級の人は漁業、即ち殺生業に従事することを嫌ひ、若くは嫌ふを装

ふので無産階級の暹羅人は資本の出所なく見すく支那人の獨占到委すであらうと思はれる。殊に「ボ」魚柵漁業の如きは大規模で一統の建設費四・〇〇〇乃至八・〇〇〇銖を要し無産者の企及し得可き漁業でないのに一方支那人は一人で數統を所有する者ある有様である。

漁業法 主なるものは魚柵漁業、揚繰網漁業、蝦蟇押抄網漁業、鰻叩網漁業、四手網漁業、地曳網漁業、投網等を使用し漁獲物の種類、海の淺深、海岸の地質に依り漁具を異にすれども「ボ」魚柵漁業は一般に従はるる漁業である。

漁獲物 重なる漁獲物はブラトー（鯖科）石首魚、鰯、魷、マナガツヲ、鯛、鮫、鱈、鱒、鰻、西刀魚、安南魚、蝦、鱸、牡蠣、灰貝其他の貝類、眞珠貝、ナマコ等で鹽藏、鹽乾、鹽煮（普通ヌンと稱すれども蒸したるにあらず）燻製として内地の各町村又は外國に輸出する。鮮魚は高温度なるが爲め遠隔の地に輸送することは不可能であるから、漁村及其の附近に供給するに止まる。首府盤谷市に鮮魚を供給するはパークナムチャウビヤ、パークナムターチン、パークナムメクローングの三漁村で鐵道に依り日に三回時には臨時列車を發しサンチャウカウ、ホワラムポーン中央魚市場に輸送し更に各市場に分配する。十二月、一月、氣温低き頃は前紀三漁村の外バーンレムの鮮魚も鐵道にて輸送され盤谷の鮮魚市場頗る豊富となり、特に鮪鯉は此の期間を盛時とする。然るに盤谷市場に於ける鹹水鮮魚は在留外國人に需要多く暹羅人はブラトー魚を嗜好するも一般鹹水鮮魚を忌み病人、又は脆弱

の小兒には絶対に試食を禁ずるの風がある。

主要漁業地 灣内に於ける主要漁業地は湄南河口のバークナム、ターチン、バーンブラソイ及東岸のチャンタブリー、バークナムバセー、西岸のチョムボーン、ラングソワンで馬來半島中に位するチョムボーン、ラングソワンの漁獲物は直接新嘉坡に輸出し他は一旦盤谷に輸送し更に他に轉送せらるゝのである。主要漁業地の内バークナムチャウビヤー、ターチン、メクローング、バーンブラソイは灣の最奥に位し湄南等の諸大河が海に注ぐに當り泥土を吐出すを以て水濁り水深頗る淺く、其の漁業の状態漁獲物も殆んど相似て居る。又チャンタブリーとチョムボーンは灣の左右に在り前記の如く氣候風の爲め天候漁期に多少の相違あれども、灣内及外洋の漁業を兼ねる點に於て又略一致する。故にチャンタブリー及ターチンに於ける漁業の状態を述べて暹羅灣内の漁業の一斑を窺ふこととする。

バークナムチャンタブリー、チャンタブリー河口の東岸にある漁村で住民の多くは支那人で對岸には安南人の部落がある。人口一、一六九を有し東海岸中最も盛なる漁村である。チャンタブリー市の東に聳ゆるサバーブ山より噴出するブリユ河を控ゆるを以て良好なる飲料水を得るの便あり漁業場も遠からず又西南風の荒るゝ際に當れば遠く「コチャン」の靜かなる島陰に出漁することがある。主要漁業は「ボ」魚棚、鮫鱈網、蝦押抄網、蝦鱸押抄網、ブラトー旋網等で「ボ」の建設場所は水深四尋乃至十

尋内外である。海面の靜なる東風時漁獲最も多く北風之に次ぎ西南風の際、怒濤海岸に荒るゝ際は不漁なりと言ふ。

漁獲物は鱈、鮫、鱈、マナガツヲ、鯛、鰯、鱈、石首魚、ブラトー、鱈、蟹、蝦、苗蝦等とす。此内大魚はチャンタブリー市及附近村落に生賣とし、プラトウ其他は鹽乾として盤谷に輸送す。蝦は鹽乾となり盤谷市場に現はれ、日本産蝦より形大きく聲價を有す。鹽藏苗蝦は「カビ」と稱し暹羅人の食膳に缺く可からざる必要品となり、其の漬汁は「ナムブラーカビ」と言ひ魚醫油の上乗なるものである。苗蝦の本場は東海岸に在りてはバークナムバセーを本場とする。

バークナムターチン。ターチンはターチン河口にある漁村でマハーチャイ、サムットサーコーンの別名がある。盤谷を距る二十哩輕便鐵道の便があつて一日三回往復して居る。當地に行はるゝ漁業は「ボ」魚棚、流網四ツ手網、投網等數種あれども重要にして大規模の漁業はボ魚棚漁業で且つ灣内一般に行はるゝ漁業であるから爰に少しく記述して參考とする。

ボ魚棚は海岸を去る二哩乃至四、五哩の場所に設けられる。従ひて其深さに不同あり四尋から十尋に達する。一統の建設費は四、〇〇〇銖乃至七、〇〇〇銖で建設材料は豊富なる地方にありては悉く木材を用ゐれどもターチンでは檳榔樹及竹材籐を使用して居る。其構造は四方形で一面の幅十尋乃至十二、三尋を普通とし一方に入口を設け羽翼を備へ潮汐の干満、海水の流動に依り魚族が其中に紛込

みたるを網を以て取巻き干潮時に之を掬取る方法で極めて原始的の漁業たるを免れない。漁場税は位置及淺深に依り同一ならず五十銖以上二百銖に達すると言ふ。而して之に使用する網は幅三尋乃至四、五尋長十五尋乃至二十五尋内外でボ全部を掩ふに足らず。漁船は長さ三十五尺乃至四十五尺、幅七尺餘、乗込員六七八人帆、又は櫓にて操縦する。網及漁船は別に規定せる税率に依り税金を徴收せらるゝものである。

漁夫は給料なく資本家より漁具一切及食料の供給を受け漁獲物を資本家と等分するを普通とする。

漁獲物はブライトウを重なるものとしブラークラウ、鯛、マナガツヲ、安南魚、グチ、アヂ、牛の舌、サワラ、鯉、鮪、カマス、西刀魚、其他の雜魚で漁期は六月より翌年一月二月に至りブラークラウ、ブライトウは九月より十二月を盛期とす。

河口より曳船用小蒸汽船に依りて停車場に達し陸揚げして魚類を分ち箆に入れて氷を掩ひ、直に鐵道にて盤谷に輸送しサンチャウカウ魚市場に於て従價百分の十の税を支拂ひ各市場に販賣するのであるが大漁の際には當地の漁業家も遠隔の地方と同じく鹽藏、鹽乾、鹽煮等の加工を必要とするから其の設備をも有して居る。

ターチンの南二十哩にメクロングの漁村あり。多額のカビ魚醬油を出す。次はパーレム漁業製鹽、養鴨で有名である。之れより以南の海濱は砂、又は岩石で海水清澄五、六尋の水深海岸に接近す。漁

獲物は苗蝦を重とし全國の需要を充し又眞珠貝採取に従事するものもある。其方法は長さ五、六尋の竿に三叉を附し船中より海底を探り突き探るので貝殻に三叉の跡を留め、且つ極めて薄い爲め商品とならず灰として工業用に供せらるゝに過ぎず。チョムポーンは有名なるブラトウ魚漁獲地で漁獲物は直接新嘉坡に輸出する。ラングソワンはブライトウ魚棲息の分界と言ふ可く之れより以南にはブライトウ魚を見ること稀なりと言ふ。チョムポーン、ラングソワン附近の海岸及三十餘の島嶼には燕巢の特産物がある。世人の知る如く燕巢は純白の海藻より成り其の乾燥したるものは岩の如く堅く海燕の産卵、育兒を終るを待ちて之を採取するのである。之より以南海龜卵の産物あり燕巢の採取と共に競争入札に依る特許となつて居る。

一九一九―二〇年に於ける政府の歳入となりたる

漁場許可税金は 八九九、六三二銖

燕巢採取特許税金 一四七、二二二銖

海龜卵採取特許税金 九、六二〇銖

第三節 製鹽業

重なる製鹽地は湄南河に、バーンパコン河口、ターチン河口、メクロング河口、及ベッチャブリー、

河口のバーンレム約六十哩に亘る海濱及馬來半島バタテ河口で生品は内地に供給し又海外に輸出す。方法は悉く天日製鹽で各地とも大同小異である。今湄南河口の Sakhalin に於ける製鹽法を略記すれば、普通鹽田は五畧を以て一區劃とし之に貯水池二畧乃至三畧を備ふるが常である。貯水池は深さ一尺内外で深きに失すれば水分の蒸發遲緩となり濃厚なる鹹水を得る迄に多くの時間を要すると言ふ。本田の深さは五、六寸に過ぎず地面に充分の濕氣を帯べる内に木製のローラーを用ひ縦横に一日數回壓搾し、遂に足跡を印せざるに至れば貯水池より鹹水を導きて天日に曝し約一日にて乾燥し了れば、更に鹹水を其の中に入るゝこと十回乃至十三回、日數十二日乃至十五日で厚さ二、三寸の鹽の結晶を得れば充分乾燥せざる間に底土に觸れざる様極めて靜かに掻集めて倉庫に運び入れる。

故に其の跡には底に可なり多くの鹽の結晶と濃厚液が殘留するので新に鹹水を注ぎ溶解せしめて少し低き溝に貯蓄し、前記の手續きに依り本田を整理したる上直經五尺内外なる簡單の水車を以て再び本田に吸み入れ、更に貯水池より鹹水を導き製鹽期中幾回も之を繰返すのである。

期節は乾燥期の始より翌年正月雨期の始めに至る六、七箇月間で一期間に八回乃至十回收獲し收量は一區劃から八〇車乃至百車位と言ふことである。

今收獲を平均九回とし收量を九〇車とすれば收支計算は次の如くである。

支 出

金一二〇銖	常雇人夫	一名	主に本田の整理に使役す
金九〇銖	臨時雇	男子九〇名	臨運搬に使役す
金五五銖	臨時雇	女子九〇名	鹽掻集に従事す
金一六〇銖	借地料		
金	雜費		
計	金四二五銖		

收 入

金六三〇銖	鹽九〇車	(一車平均七銖)
金二〇五銖	利益金	

内地移動税は一車(二十二擔)六銖宛で買受入之を支拂つて居る。

固定資本として倉庫(茅葺竹壁)一棟、水車一臺、木製ローラー一箇、番簀數組を準備するの要がある。又土地を所有せんと欲せば開墾費若くは買收費を要するは無論である。終りに暹羅の製鹽業は灣の奥に位し多くの淡水を混ざる海濱に於て發達し、何が故に馬來の東海岸又は灣の東海岸に於て行はれざるや、恐らく地勢、地質の關係上東西兩海岸は投資額湄南平野に比し巨額を要する故であらうと思はれる。又バタニー河口の如きは氣候の關係上、年に依り損失を免れざる可しと思はれる。

第二編 暹羅水産の一斑

暹羅は佛領安南と英領緬甸との間に界在する東洋の獨立國にして北緯四度乃至二十度の熱帯に位し其面積二十四萬方哩、人口六百萬と號す。

其首府盤谷は政治及商工業の中心地として人口四十五萬を有す。領土中、北方地及び馬來半島を控へは總て平原地にして全土中六分の四を有す。地味沃肥にして種々の農産物頗る豊饒、南方暹羅海灣は水族饒多にして其領土内の海岸線大凡千六百哩、加ふるに有利有望なる島嶼數多あり、又其内陸には無數の河川、湖沼、池澤等あるありて淡水の漁利又少しとせず、其主産物にして且つ重要輸出品は獸皮、米、木材、魚類、胡椒とす。即ち農業、牧畜、山林、水産の消長は國家財政上、私人の經濟上大關係を有す、其國家の歲入額より論ずれば賭博、酒稅、人頭稅は其主なるものなれとも具に國家の眞富源國民の財源なるものを考究する時は前四者の産業にあるを信せずんばあらず、今盤谷より北方に向ひて旅行を試みれば平坦なる沃野數萬町歩の耕地は連續して眼界の達するなく米産額の如何に多大なるやを思ふべく、更に北して「ピッサノローク」以北に進めは「チイク」「シタン」「コクタン」「カリン」其他の巨木良材の林立するを見るべく牛、水牛、象、鹿等は各地の田野、或は山林に其群をなすこと甚だ多く胡椒は東部海岸及馬來半島に多産にして特に「チャンタブン」地方産のものは世界市場に其

名聲を有すと聞く南暹羅灣に進めは數多の漁棚は海面を占領し漁期に於て海洋に出ずれば魚類の躍跳動作は以て水族の全海面に充つるの觀あり、漁棚一個一日の漁獲多きは五千貫に及ぶ。

盤谷に於ける精米工場、木材工場、魚類取扱の浮屋及輸出入商の商業上の状態を見れば一ヶ年大凡八百隻、噸數七十萬噸の船舶の出入も其原因の何處にあるやを察するに足るならん。

氣候は熱帶圈内に屬するを以て周年酷暑にして其氣溫の差甚だ少し、然れども風雨のあるありて人體の生活に甚しき苦痛を感ぜず、今其溫度雨量等を示せば左の如し。

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
最 高	八九・七	九〇・四	九四・七	九六・三	九七・三	九七・七	九八・四	九八・六	八九・八	八九・六	八七・五	八七・〇	九一・五
最 低	六六・〇	六九・二	七三・八	七六・五	七六・五	七六・五	七六・三	七五・七	七五・三	七五・三	七二・九	六九・二	七三・二
平 均	七八・二	七九・六	八五・三	八六・九	八六・〇	八四・四	八四・七	八四・〇	八三・八	八三・七	七九・八	七六・三	八一・六
雨 量	一・〇七	一・一五	一・一七	四・七	一四・〇	一五・七	一三・八	一六・三	二一・七	一八・〇	五・二	二・〇	一一・五二
雨 量 時	〇・五	一・七五	一・三三	三・七	九・六	五・六三	四・七	五・九五	一三・六	八・七	二・一〇	〇・五八	五・四一六

雨期は五月中旬より十一月中旬に至る六ヶ月間にして、他は乾燥期とす即ち右表の示すが如く雨期中は殆んど毎日の如く數回の雨を降す、其降るや日本の夕立に似て今迄は一點の雲形に認むる能はざりし青空なりしに天の一方より忽にして積層雲現はれ同時に風を起し變じて亂雲となり黒雲滿天を蔽ふに至り俄然車軸を流すとか形容すべき強雨を以てし一、二時間にして忽ち止む、之れが爲め十月

乃至十二月の三ヶ月間は、大平野をして氾濫の爲め一體の水面と變ぜしむ其差甚しき地方は平水の一丈二、三尺以上に上ることあり故に住居は地上より一丈二尺の上に立つるものありて乾燥期には梯子によりて上下し出水期には船にて往復すると云ふ奇觀を呈す、之れに反し乾燥期中は點滴の雨を見ずと云ふも不可なし、又該地は暴風區域を離るゝを以て大風の災害を受くることなし。然れども南西信風及北東信風は四月より十月、十一月より三月と期を一にして卓越し且つ海陸軟風のあるありて表示の氣温に比し生活し易し之れ盤谷を標準としたるものにして北部は之に準すべく馬來半島は緯度及地勢を異にするを以て多少の差異あるを免れず、該半島中央部の「バンドン」以南にありては雨期と乾燥期とは盤谷と反對にして氣温低く生活に一層快味を感ずるものゝ如し。

水産の事務は内務省及盤谷省の收稅課の主管に屬し盤谷省内のものは盤谷省に於て地方州縣のものは内務省に於て之れを主る水産法律は明治三十四年（暹羅曆百二十年）の制定に依り二十二ヶ條よりなり省令即ち施行細則は明治三十八年制定のものにして三十八ヶ條よりなる其法文は先に報告せるを以て之れを併せざれども要するに政府の收入増加を計る規定なりと云ふを得へし、條文には繁殖保護等の條項あれども、之等は無用の條項にして法律の前文に於て明記するが如く收入増加の點より立案したる法律と見て誤りなからん。政府は收稅法として水産法律は全法律中第一なりと放言す予輩も亦此の言に同意せざる能はざるなり、近年日本にありても水産税を國税となさんとするの議あるやを聞

く、徵收法として些か參考の傾値あらん州縣漁業取締規則なるものゝ制定なく、又漁業附加税を徵收せず。漁業税六十萬圓捕獲販賣税百萬圓を徵收す、鹽は鹽田税及消費税を徵收す、鹽田税も亦國税のみにして附加税なるものなし。海龜卵の採收及燕窩の採收は特許税にして大藏省の主管とす。鹹水漁場及淡水漁場の詳細は既に報告せしもの又は今後の報告によりて明細なるを以て、今茲には其概要を述べんに海洋の海深は四十五尋以内にして底質多くは砂泥にして暹羅灣の北部は大平原の後を受け盤谷河、メクロン河、バンバコン河、ラプリー河の砂泥を流出するを以て一帯の遠淺を形成し加ふるに濁水を以てし河口を離る五裡は水色、赤濁、又其五尋線は近くも八裡、遠きは十二裡に及ぶ。其東海岸「サムツク」岬以南及西海岸、即ち馬來半島の東岸「バンタル」以南の地は海水青色にして五尋線は又近少の距離にあり、海流は暖流灣の中央部を北流するものゝ如し、殊に南西信風期中は其北流甚しく盤谷灣内「ナークツア」の沖合十三四裡の「バイ」島「エルク」島に於ては青藍色の黒潮を認む。従て泥海及青海の水族甚だ多し、又氣温水温共に周年を通して甚しき差異なきを以て廻游性魚類を除く外、潮汐の干満水量の増減の關係以外、魚類の深淺移動をなすこと甚だ少し。又氣温水温高きを以て繁殖及成長の度迅速なるを認む。然して其漁業は至て近海のものなるに拘らず風雨の多少による外漁獲に甚しき差異なきが如し。海洋は十一、十二、一ノ三ヶ月を除けば波浪靜穩にして恰も湖上水面の如し。現在の漁港としては特記すべきものなく多くは河口港邊に村落を屯營して出

入に便にし及風浪を避くるに過ぎずと雖も將來、水産事業の發展に對し漁港を造營するの期運に際會せば之れに適する港灣、河口數多存在せん。漁船は其產出多くして且つ木質堅牢なる「マイタキャン」「アイヤン」材等にて造り其船底材は多くは刳物として各船共に助材を付するを以て堅材なるが上に構造の堅實を以てするが故に短きも十二、三年永きは三十餘年の保存に耐ゆ。其缺點を上ぐれば舵の惡きこと及び重量の多大なること之れなり。

淡水魚は泥水棲の魚類のみにして雨量の多少は豊凶を定むるの一大標準にして雨量多かりし年、並に其翌年雨量少き年は豊漁なれども雨量少き翌年は不漁なるが如し。而して淡水魚の漁獲は海水魚に比し自然酷なるの傾向を免れざるを以て今日の制度に放任するに於ては其漸減は數の免るへからざる處なり。既に今より十二、三年前好望の漁場たりし地方にして今は殆んど全滅の状態に近づきたるものあるが如く之れ一面には漁場の變化せし原因ありとは云へ一般減退の最大原因は酷漁にありとの結論に及ばざるを得ず。

水産に關する統計は税金の外、精確の數を上げる能はざれども調査集合の上、之れが概數を上ぐれば漁業者六十萬人、漁業税六十萬圓、一年の漁獲高壹千萬圓、製鹽產額三萬五千車（一車は四石七斗餘）税金十四萬圓、價格三十萬圓、燕巢税金二十萬圓、產額二百擔（擔は十六貫目）此の價格三十萬圓内外、海龜州税金一千五百圓、輸出水産物二百五十萬圓内外、輸出食鹽六萬圓、輸入水産罐詰八萬

圓餘とす。

東洋人一般の米飯魚食なるは予輩の今更筆を要せざる處暹羅人は大の魚食にして何れの魚類を論せず之れを食するもの、如しと雖も其最も嗜好するものは「ブラトオー」〔鯖族〕「ブラーダフラオ」〔鰻族〕支那人は之れ西刀魚と云ふ）あごなし、鱒、魷、ぐち、まながつを、黒鯛、蝦「ブラーチョン」〔支那人は鰻と云ふ〕「ブラーサット」〔鮪、鮒等とす。特に鯖、鰻は其最たるものとなり、今食用の種類を見るに生、蒸煮品、鹽藏品、鹽乾品、燻製品、燒乾品の數種に過ぎず、日本の刺身の如く純粹の生肉は一切之れを食することなし生肉のものは必ず之れを豚油、或は落花生油を以て煎り或は燒き或は或煮は汁物として食し蒸煮品、即ち一時稀薄鹽水に浸し後蒸煮したるものは之れを油にて煎り、或は其儘食し鹽乾及鹽藏品は燒き或は蒸し燻製及燒乾品は醬油其他の調味劑に浸して食す。

然れども購買力多きものは生、或は蒸煮品にして盤谷市に於ける生及鹽煮鯖のみにも半ヶ年六十萬圓、其他の生、或は鹽煮品三十萬圓、淡水生魚一ヶ年六十萬圓を示す。販賣及集散の狀景は「チョンボン」州、以東のものは生、或は鹽煮品は之れを汽船、汽車、或は帆前船によりて之れを盤谷市場及び其付近の市場に販賣す。製造の大部分は之れ又前記の運搬方法によりて盤谷に致す「チョンボン」以南のものは生或は鹽煮品並に其他製品を其付近の市場に於て販賣するもの、外直接汽船、或は帆前船によりて新嘉坡に輸送す。漁業者は製造業者を兼ねるもの多く漁棚漁業の如き大なる漁業者は生魚販

賣業者に賣買すれども鹽乾鹽藏の二品は盤谷なる自家、或は數人共同の販賣店に送致し内地、或は新嘉坡、香港等の特約店には重量四五擔を一箱詰とし輸送す。又製造のみを業として漁業者に對し資本を貸與し漁獲物の全部を購入製造するの契約をなし漁業、製造の分業行はるゝ地方もあり市場に於ける賣買は尾數賣買とす。

淡水生魚は皆活魚にして之れが仲買人は漁業地に至りて魚を購入し多くの日數と勞力とを消し遠きは六十哩の處より輸送盤谷に來るものにして、之れが賣買市場の大なるものは盤谷市「ホワランポー」にあり。此の處の棧橋に至れば常に三四十隻内外の活魚船輻湊し午前六時頃より八時頃迄は甚だ雜踏を極む之れ仲買人と小賣人との市場の状態にして市中百餘所の「マーケット」の状態は淡水魚小賣人は前記市場に於て購求し活魚を籐にて造りたる大なる口細籠に入れて之れを自家の「マーケット」に輸送せしめ直に之れを水桶に移し生活を致持せしめ市場の開始時刻に取り出して之れを板上に並列し賣買の約なると同時に之れが頭部を打撃して死に至らしめ賣却す。其賣残りのものは生活力甚だ強きか故に再び之れを水桶に移し元氣を恢復せしめ明日販賣の用に供す。

漁具の種類は大凡六十餘種にして魚類の種類も甚だ多數なれども主要漁業中、鹹水にありては漁棚漁業、揚線網漁業、鰻鱺網漁業、蝦蟇押抄網漁業、干倒し網漁業、鰻、アゴナシ等の叩き網漁業、四ツ手網漁業、淡菜介、其の他の採介漁業等にして淡水にありては簀立漁業、簀卷漁業、四ツ手網漁業等と

す。捕獲物の重要なるものは鹹水にありては鯖「サツバ」グチ「アゴナシ」鱈「マナガツラ」魷大刀魚、鯛、鮫、鱈、黒鯛、鰻、小鱈、西刀魚、安南魚「キチラギ」鰻、鱈、淡菜介、牡蠣介、灰介等、淡水にありては鰻「ブラーサクグト」鯰、鰻等とす。

以上述るが如く漁具漁法の方法たる保主的の然も淺海のものにして海深よりすれば八尋以上の漁場に出漁せず陸方距離より云へば四、五海里内外に出でず（北部は遠淺の度甚しく且つ濁水なるを以て遠きは十二哩の處に漁棚を建設するものあり）然るに鹹水にて能く七百萬圓内外の捕獲高を有するは全く水族饒多の結果に外ならず、故に今後漁場の範圍を弘め進取的の漁具漁法を行ふに於ては現在の漁獲をして十倍に増加せしむる何の難きことかあらん。今其最重要漁業たる漁棚漁業（日本の近江の琵琶湖に設立する定置漁具の如きものと見て大差なし、只魷の如く狭少なる魚取所を有せざるを以て長十三、四尋、巾六尋位の旋網を魚溜部に投入して魚を捕獲す）に就て之れを見るに元來本漁業は一定の海面に建設せる定置漁業たるを以て魚の群來して其柵中に游泳するを網を入れて捕魚をなすもの即ち潮汐、風位、雨量水色の如何により魚群の來否に著しき差ありて柵中に魚の入り居るに非ざれば全然捕獲する能はざる漁法なり。其主なる材料は木、竹、籐の三種を以て構成せらるゝを以て其漁場海深及海底の如何に制限せられ海深六尋以内の所底質は泥土の所にあらざれば之れを建設するに由なし。然して此の者たる水中動植物及風浪の爲めに破壊せらるゝを以て年々新設せさるべからず、

従て之れに使用する木竹等の多量に産するの地方にありては甚しき痛痒を感ぜざるも其の材料の僅少なる所にありては年を逐つて之れが建設費の増加を來し収益少きに至るものゝ如し。現状此の如きを以て近き將來に於て改良せざるべからざるの必要を感ぜるものゝ如し。即ち資本の著しく増加を來さざる材料を使用すること及び海深海底の如何を論せず使用し得る方法、即ち綿糸、麻、藁等を材料大敷網、根拵網、樹立網等の方法に則るを可なりと信す。其結果、漁場の範圍を擴張し總漁獲高の數とする本漁具類似のを著しく増加せしむることを得るや必せり、建設費を受けつゝある地方は宜敷、此の方法を採用して漁業の發達を計らざるべからず。其地に於ける鰹、鱈「カンバツ」西刀魚を目的とする大敷網の如き又有望のものたり。然りと雖之れを經營するに先ち販賣の方針を立て陸上設備則ち製造事業と相俟て經營すべきものならん。

彼國の漁業は幼稚なる漁具漁法のみなるに揚繰網の如き進取的漁具の存在して主要漁業を形成するは群鳥の一鶴として見るべく、然れども改良すべき點を擧ぐれば其長は長きは百二十尋なるを以て充分なるとも巾は僅に六尋以内なるを以て之れを十尋内外の巾とするに於ては漁柵漁業同様の効力を示すべく、其他日本に於て用ゆる各種旋網類の採用も可ならん蝦及鱸を目的とする押抄網及干倒網は五尺以内の海深に限らる多饒なる之れ等を目的とするには稍深海に適する漁具漁法を以てするに於て多數の捕獲をなすに至らん。元來、蝦は三十尋以内の海深に分布するもの及び寒暖によりて多少の深淺移

動をなすものなるにより盤谷灣「ラコン」灣バンドン灣等の蝦及鱸漁業に適當なる廣大好良の漁場に於て之れに相當する日本の手繰網、鱸網、打瀬網漁業を行ふに於ては其産額や大なるならん。蝦は乾蝦として「シヤム」は勿論、支那大陸の大市場を有するに於てをや日本漁業者の出漁するならば資本寡少にして新營することを得るのみならず製造の簡單にして販賣の容易なるありて頗る有望のものたるを信ず。況んや國人の未だ經營するものなきに於てをや其効績多大型して待つべきなり。

鮫鱸網は一定の網代を有するもの即ち河口灣口に設定するものあれども其他の沿岸には引干網、或は引干簀を使用するに過ぎず潮汐の干満大なる所なるを以て干満の大なる海面に於ける一定、或は不定の一般鮫鱸網漁業は之れ又有望のものなり。

盤谷灣の淡水魚「ラコン」灣のイタボ牡蠣「チヨンボン」のシンジュ介適當の養殖及捕獲、其經營宜しきを得は有望なる永遠の好財源たるを得べし。此の他灰介、シヤコ介、海鼠等同様有望の水族たるを免れず。

淡水漁業の状態を見るに其輸出魚類たる鰻（ブラーチヨン「ブラーサリット」は他の鯰鰻等と共に年を逐つて漸次減少す。總て淡水魚類は雨量の多少、即ち雨量多ければ一面の平野をして氾濫せしむるを以て其游泳場を廣大ならしめ、従て餌料の供給多く成育を早むると同時に類害及人爲的侵奪を受くること少きを以て勢ひ數量の多額を減水時期に於て漁獲することゝなり（淡水魚は乾燥期、即ち減

水時に於て捕獲すること甚だ多し。雨量少なる年は總て前狀に反するを以て成育比較的遲延に且つ小なる時期に於て害敵及人爲的浸奪を受くること多きを以て其總捕獲數量を減ずる理なり。雨量の少かりし翌年の如きは減水時に酷漁を行ふを以て數量の減退は著しきを認む。即ち昨年は雨量少かりしを以て本年は甚だしき不漁を來し魚類の市場に出するものは平年の五分の一にも達せず、隨て魚價は平年の三倍に騰貴せり。而して鯿及「ブラーサリット」は輸出品として鯿、鯰、鮒は日本に於ける鯿、鯿等と異り之れを常食となすを以て之れが漁不漁は一般の經濟界に大なる影響を及ぼすと云ふも不可なし。事情此の如くなるに一も之れが繁殖保護の道を講せず放任して顧みざる者の如し、三百萬圓内外を有する淡水魚の状態も憐むべきかな。

今其漁業の方法を述べれば一河税金幾何として其河に於ける特許權を認め漁業をなさしむる簀立漁業、即ち河口を竹簀にて横斷し、其中央部に長四尋巾一尋位の竹簀の枠を造り魚の自由移動、或は減水移動の爲に簀枠に入り來る。其川全部の魚類を捕獲する漁法（減水時には水は下方に流れ一面に乾發す之れ大漁場附近の状態なり）或は川を横斷して中央部に四ツ手網を敷きて捕獲する漁法、或は之れ等魚類は多く水草の附近、或は水草中に平時游泳するを以て水量水草と平準を保つ時期に水草の周圍を竹簀にて圍み減水を待つて水草を切り取り捕獲する簀卷漁業と稱する漁法等 其主なるものにして魚類の生存上、繁殖上、有害の甚しきものなり。極言すれば政府は収入増加の爲め之れ等の酷漁方

法を強制すと云ふも不可なからん。更に一步を譲り地勢上、氣象上、此の如き漁法を行はざれば政府の収入及漁業者の經濟上止むを得ざるに出づるとするも永遠の福利を得んと欲するには、此の如き積極的漁法を行ふと同時に他面には消極的施設保護の方法を行はざるべからざるは政府の義務ならんと信ず。然るに之れを放任して敢て意とせざるは、之れ學術の發達せざる永遠の經濟的頭腦を有せざる國家の常に其轍を踏む處なり。タマ／＼禁漁場禁漁期の事あるを聞知し、之れを調査すれば之れ單に例の政府収入増加の爲に魚類饒多なる地を禁漁場と設定し漁業者の亂りに其地に於て漁業をなすを禁止競争入札の方法によりて之れを或個人、又は團體の特許漁場となすに過ぎず、吾人公平の觀を以てせば禁漁場の美名を亂用して酷漁を強ゆると論ずるも誰れか之に對して抗辯を試むるものあらん。又禁漁期に關し法文中に「八月一日より十月三十一日に至る迄は産卵期なるが故に不動流水及赤水の來る時期の流動水に於ては如何なる漁具を以てするも魚類を突刺捕獲することを禁ず」と規定せり。之れ予輩の見解を以てせば文面を飾る空文なりと論ぜざる能はず、何となれば出水時に於ける捕獲は難事にして特に突刺漁の如きは難事の中の難事に屬し、其小なるものは捕獲する能はず且つ其捕獲量に於ても多量にあらず。殊に淡水魚の大半は減水時に捕獲する状態なるに於てをや之れを禁せざるも繁殖上に何等の妨害を認めず。空文の批難は免るゝ能はざるなり、淡水魚に對する永遠の福利の意見を開陳せば積極的方針としては須らく蕃殖保護人工養殖の制を行ふと同時に消極的方針としては競争入札

を目的とせざる純粹の禁漁場を設定する等は之れ策の得たるものにして之れを實行するに於ては數量の増加及び魚價の騰貴を人爲的に妨止し其目的を遂行することを得べし。

水産物製造品には鹽藏品、鹽乾品、燻製品等、蒸煮品等にして統計の示す處によれば西曆一千九百一年、新嘉坡輸入鹽藏、鹽乾魚の百分の四十七、即ち數量七十四萬擔、價格六百五十萬弗中三十四萬擔、價格二百五十萬弗は暹羅國より輸入せられたるを見れば該地方附近に於ける暹羅國水産上の價值も参照せらるゝなり。其鹽藏品及燻製品の如き其製造甚だ拙劣なるものにして鹽藏品の如きは其形體崩潰歪變にして其品位を落しつゝあり「ブライトオー」(鯖族長六寸五分を最大とす)の如きは其製法の好良なるに於ては全世界の市場に聲價を博すべき原料なるに係らず甚だ粗製なるを以て支那乃至南洋爪哇「スマトラ」ボルネオ」等の下等人類の需用に供せらるゝに過ぎず。燻製品の如きも製造處理上缺くる處甚だ多く原味保有、香味添加等一も之れを施すことなきが如く有望好良の商品も製法の宜しきを得ざる爲め常に内地人一部の需用あるに過ぎず製乾品は製造品中、最も拙劣なるものにして製品の見るべきもの更になきも、吾人の觀察によれば之れに適宜の方法を施さんには將來増々需用及び品位を高め擴張せらるゝの餘地歴然たり。蒸煮品は味を損すること少く販路又弘き製法なれとも一時的のものにして久しき保存に耐ゆる能はざるの製品にして交通不便に且つ鹹水漁業の漁期短き本土に於ては國情恰適の製品と稱する能はず、依て製品の好良なるものを産出するは有利有望の事に屬す

煮乾品は現在せざれども之等製品の如き將來有望のものなからんか如上引述せる製品に對しては夫れ夫れ改良を加へ良品を製出し製品の聲價を上ぐると同時に「ブライトオー」(鯖)「サツバ」牡蠣の如きは永久保存に耐ゆる風味を損せざる貯藏食品中、最も進歩したる文明の程度を表現するとも稱せらるゝ罐詰製品を造り内地、或は海外の市場商品として製出するか如きは豊富なる水産物の處分上策の得たるものにして地理國風の然らしむる所なり。

製鹽事業は天日製鹽にして勞力及費用少く品質純白にして雪を欺くか如く又混淆物少きが如し、鹽田に適するの地は東「バンバコン」より「バンタル」に至る沿岸百哩の地「チャイヤア」より「ドンサツク」に至る沿岸四十哩「バタニー」沿岸「ラコン」灣沿岸等數多適當の場所あるに拘らず、現今製鹽地として使用するものは「タチン」「バクナム」「バンレム」「バタニー」の一小部分にして鹽田面積僅々六千束(束は四百八十四坪)に過ぎず。而して結晶池地盤の改良水揚器械の應用等必要の事項多し製鹽事業も亦將來有望なるかな、而して一來二十四錢を納付するときは求むるに應じ借地をなすことを得。年三回或は四回の收穫にして一來にて平均八車を得一車の代價十圓内外にして其消費税參圓六十錢なり、將に鹽田となさんとする地は全部官有なるを以て政府は製鹽業者の企業續出を待ちつゝあるものゝ如し。

養殖事業としては前記淡水養魚の外鹹水にありては淡菜介の事業擴張及イタボガキ介、シンジユ介

の養殖等有望なり、燕巢海龜の事業漁業製造の根據地等に關し報告すべきもの多々あれどもこは後日に譲り暹羅水産の一斑を述ぶ。

明治四十年七月廿二日

別便小包を以て送付に及候鯖族は當國にては之を「ブライトオー」と稱し、其産額頗る多く輸出水産物の主位を占む。其肉味美に非常の嗜好を以て之れを食す、某氏の語る處に依れば一名キングファイツシュ（王魚）と云ふとか近傍漁村の漁棚に於ては上下一般の毎食膳に上らざるなく生等の如きも日本の秋鯖に比し遙かに美味なるを感ず。而して當國人の之れに對する調理及製造の方法は先に詳報せし如くなれども今其要を摘せば左の如し。

一、鹽煮品 一時薄鹽漬となし煮熟せしものを其儘食し或は豚脂椰子油にて焙り食するもの

二、鮮魚 汁煮となし焙り或は焼て食す

三、鹽乾品

四、鹽藏品 鹽乾鹽藏の二品は主として輸出するものにして當國人にて之れを食するものは山間の地にして川魚を生せざる一小部分に限らる

即ち當國に於て「ブライトオー」の需用に供せらるゝは(一)(二)の種類に限らるゝと云ふも不可な

し換言すれば漁期中のみ需用に供せらるゝに過ぎずと云ふにあり、而して其漁期たるや「タチン」地方に於ては八月より十二月「バンブラソイ」地方に於ては九月より一月「チャンタブン」地方に於ては十一月より三月に至る間とす。而して其他多くの回游魚類も「ブライトオー」と其回游の期を一にし其重要漁業たる魚棚も此時期に於て建設せらるゝを以て一ケ年中、魚類の最も捕獲多き時期とす。其他の時期にありては種々なる關係の存するありて漁業として見るべきものは蝦、鱸漁業の二あるのみ、故を以て各漁村は勿論、盤谷市の如きも漁期に際せば「ブライトオー」及び其他小數の鹽煮品及生「ブライトオー」を以て市場を賑はすと雖も漁期以外にありては海魚として市場に賣買せらるゝものは「アゴナシ」鱈、立魚等の小數鹽乾品に限られ川魚として「ブライトオー」鮫、鮒等の鮮魚を販賣し海産魚は絶無の姿なり、其價格は地方によりて多少の差あれども昨年の鮮魚相場は十六貫匁四銖内外なりき。

翻て盤谷市に於ける食料品販賣店及雜貨店の方面を觀察するに罐詰品は牛豚等を初め其他の種類甚だ多く魚類罐詰として、米國産鮭の水煮及葡萄牙産鱈油漬多く販賣の狀況も活潑なり。味付品の如きは國人の常食品より察するに大なる歡迎を得るならん。然し原料の適否は大に熟考を要す、而して魚類罐詰の需用數量は吾人の要求する所なれども、之等は皆貯藏食用品の大項の元に輸入せらるゝを以て之れを諒知する能はざるは甚だ遺憾とする所なり。

以上「ブライトオー」に關する當地人の嗜好漁期販賣の状態輸入食品の狀況此の如し生養屢々「ブライトオー」罐詰の事を當國民に談ずるも上下一般異口同音に其製品の價格少々高價なるも其需要必ず多からんと、又其製品は内地向と輸出向を併製するに於ては其販路又大なるならん。生養察するに「ブライトオー」の罐詰にして其製品稍々良好なるに於ては當國に於ける輸入罐詰の如きは之れが爲めに杜絶するならん、其又輸出の數量も少數のものにあらずと漸次年を逐ふて之れが擴張を期することを得るならんと信ず。當國に於ては資本家は乏しきに非ざれども實行の上事績を表示するに非ざれば資金を供給するに困難なり、事業成績の良好なるを見れば彼等は競ふて出金を希望す。合資、又は株式組織の如きも簡易に成立するは先例の示す所なり事業と資金との關係此の如し。

以上の如くなるを以て當國に於ては「ブライトオー」罐詰事業は水産事業の一有望事業にして又成功の容易なるものゝ如し。尙ほ標本の「サツバ」魚にして油漬罐詰を製することを得るに於ては本原料の如きも饒多なるを以て罐詰事業は有望なりと云はざるを得んや、特に之等魚類の製造をなす能はざる時季六、七兩月は「バインナップル」の製造をなすことを得、之れ又原料夥多なり。生養察するに頃日本邦にありては戦後軍需罐詰の斷絶により戦時中の罐詰業者は將來の方針に關し種々考按中ならん。此の際稍々資金を有する罐詰業者をして當國に於て事業の繼續及企業をなさしむるが如きは一ノ好方法、且つ有望の一事ならんと信ず。

勸誘方可然と思ひ及報告候也

一年間百萬罐位製造するも販路充分なる考なれども初年度は種々なる試験も要するならん故に先づ十萬罐（即ち一日大凡千罐）製造の見込を以て諸器機を準備する位を適當と存候。最も十萬罐の販賣の如きは保證する所に有之候。其掛り員の如きも技師一人、製罐に熟練なる職工二人位にて他は當國人及支那人を使用せば如何やと亦工場魚賣買等に關しては便宜多し、渡航費は下等にて八十圓を準備せば不足無之候

養魚事業に就て

暹羅國の輸出水産物中に「ブラーヘエング」支那語の鯪魚、即ち「ブラーチョーン」の鹽乾品）及「ブラーサリット」なるものあり。之れ等は皆淡水魚にして鯪鮒と共に饒多にして淡水魚族中美味なるものゝ如し。之等魚類は雨量の多少により年々其豊凶に甚しき差異あり、然れども一般の趨勢を見れば年を逐ひて減少するの傾向を呈す、之れ學術と永遠の經濟的頭腦を有せざる國家の常に其轍を踏む處、未開國の官民共に産業上幼稚なる思想を有し漁場の如何と氣象の如何とを顧ず甚だ有害なる漁業の方法を許可し漁獲するを以て目的とする人民眼前の收税を増加するを以て事足れりとする政府一も繁殖保護の方法を以てせず。偶々禁漁場禁漁期の事あるを聞き之れを調査すれば之れ單に政府の收

税増加の策たるか又は繁殖保護に寸効なき方法たるに過ぎず。魚類の漸減は勢の免る能はざる處、從て市場の生賣、製品、及輸出數量の減少を來せり、其惡政濫捕を事とするに係らず些か其漸減を妨ぐるありて其餘命を長からしめつゝあり。即ち氣候の暖和にして繁殖力の多きこと仔魚期は時恰も雨季に伴ひ水量甚だ多きを以て他物を害を受くること少きと游泳範圍の廣大なるにより食餌多く成長迅速なると人爲的災害を受くること少き等、専ら氣象の關係は之れを妨げつゝあり。然れども之れを自然力に任せんが全滅のこと期して待つべきのみ、余の聞知する處によるも全滅期にある漁場一二に過ぎず。之れが救済策は目下の急務に屬すと同時に余は養魚事業の企業を望むものあり、今左に淡水魚類の現状及び理由を記して報告せん。

淡水魚類の産出地として有名なるは盤谷河の上流「アユチイヤ」の附近「バアクアイ」「ラアチャドオー」北部の「ベエチットタチン」川の上流「ソングビン」及び佛暹境界の「カムナン」湖等とす。

「バアクアイ」「ラアチャドオー」よりは生魚の儘盤谷市に輸送販賣するもの多く「ホヲソランボーング」生魚税徴收所河岸の如きは常に三四十艘の活魚船碇泊し、其他三ヶ所の淡水生魚賣買所ありて盤谷市に於ける一ヶ年の消費額百萬銖以上に達す。

「ソングビン」「ベエチット」にては大多數鹽乾品、又は燻製品として盤谷に出す「カムナン」湖のものは之れを「サイゴン」市に輸送するもの多し。

而して「ブラーチョン」「ブラードック」(鯰)「ブラーモー」(鮒)は鹹水魚「ブラートオー」(鯖)と其聲價を市場に博するものにして就中「ブラーチョン」の如きは國民の一般を通し之れを汁物とし或は「カレエー」として毎食膳に供せらる又之れが製品たる鹽乾品は單に焼きたる儘、或は粉碎しデンブとして及び「カレエー」の材料として其嗜好甚だ多し「ブラードック」は燻焼として、或は「カレエー」として「ブラーモー」は油煎として需要多し「ブラーサリット」は生活力甚だ微弱なると其の生息地に制限あるを以て之れを生賣とすること困難にして又鮮魚としてよりは寧ろ鹽乾品として賞用嗜好せらる。

「ソングビン」にありては漁期は三月乃至五月にして他地方も略同時期なれども「バアクアイ」地方にありては多少ながら周年を通して捕獲し之れを盤谷に致し生賣す。而して鹹水魚の供給は「ブラートオー」の報告にも記したる如く、或る期間に於てせらるゝものにして、殊に「タチン」鐵道の開通せられざる以前に於ては盤谷市民は其生魚を味ふもの少なかりしと云ふ。今日と雖も氣温生魚をして其腐敗を早からしめ特別なる設備なく期間に制限あるを以て市場の販賣力は淡水魚類の比にあらず。然れども鹹水魚の最盛期にありては淡水魚の需要を減少し及價格を低廉ならしむるの影響大なり。故に淡水魚の販賣力多き月は二月より八月に至る間とす、之れ鹹水生魚の勢力にあらずして「ブラートオー」(鯖鹽煮品)の影響なりとす。

而して其淡水生魚は活し船によりて「バアクアイ」地方より供給するを以て此間少くも二晝夜を要す「ブラーチョン」「ブラドック」「ブラーモー」は共に其生活力大なるものにして「ブラーチョン」の如きは六時間餘市場の板上にあるも生活力依然として舊態を呈す。然れども長さ三「ワアー」「ニ」ツク「幅四」「ソック」の船に二千斤乃至三千斤を入れ輸送し、其販賣にも多少の日時を要するを以て其全數量の五分乃至一割を毀損するを常とし甚しきは體瘠するを以て價格を低廉ならしむること少しとせず、其魚類は三種混淆にて賣買するものにて百斤目下の相場參銖半乃至二十銖にして、昨年の平均價格十二銖にして（全年を通し）賣買價格の百分ノ十三を生魚販賣税及棧橋税として納入す。

之等魚類の養殖は甚だ容易なるが如し、即ち「ラチャブリー」地方の魚池（養魚池にあらず）なるものを見るに天然に放任し投餌等を行はざるも長二十「ワアー」幅五「ワアー」位のものにて八十銖乃至二百銖の收入あり、此の者は養魚池と性質を異にすれども學理的養殖法を行ふに於ては猶多大の収益を得るや必せり、之等養殖の主眼は盤谷市場の需要如何と市價の高低如何とを計りて機敏に適當の供給を計るにあるを以て養魚池は盤谷附近に於てするを可とす。其地代は四百平方「ワアー」二銖餘にて欲するが儘、便利の場所に之れを得べし、又其食魚税金は

二十五ワア平方未滿

三十二厚

二十五ワア以上五十ワア平方未滿

一銖

五十ワア以上七十五ワア平方未滿

一銖三十二厚

七十五ワア以上百ワア平方未滿

二銖

以上、此の規定によりて徴收せらるゝものとす、人夫は一日一銖内外なるを以て勞銀の如きも高價なるものにあらず。

當國にありて之等淡水魚類の漸減を防ぎ供給を容易にし相當の市價を保たしむるは直接個人、又は法人としての利益増進の策なると同時に直接に公益を維持するの効あり。

本業の經營は「プラトオー」罐詰事業と同じく水産事業中有望のものにして本邦の養鯉養鱒の如く購買力の常ならざるものと「ブラーチョン」の如く毎戸毎食膳を支配するものとを比すれば成功の容易なる者なることは各人の首肯する所ならん、養魚事業に經驗ある膨張的國民の經營を望む其事業費の如きは經營の大小による可きものあるを以て以上の數字により計算せられんことを。

第三編 暹羅國「タチン」村に於ける水産の状態

目次

- 一、總論
- 二、魚棚漁業
- 三、魚棚の形狀及種類
- 四、魚棚の構造及説明
- 五、魚棚の主要尋數
- 六、漁網「オワンボ」
- 七、漁船
- 八、漁船操縦及漁具使用法
- 九、漁獲物の種類
- 十、漁期
- 十一、魚棚漁業漁夫の年齢
- 十二、漁場の狀況及海洋氣象の魚類に及ぼす影響

- 十三、魚類の性質
- 十四、魚類陸上場及製造場
- 十五、漁船入港當時の狀況
- 十六、漁獲物の陸上げ
- 十七、魚類製造の種類
- 十八、鹽煮品の製法
- 十九、鹽藏品の製法
- 二十、鹽乾品の製法
- 二十一、副産品
- 二十二、製造用器具
- 二十三、魚類賣買價格
- 二十四、「タチン」村市場の小賣價格
- 二十五、賣買上の習慣
- 二十六、資本
- 二十七、漁獲高

- 二十八、漁夫と雇主との關係
- 二十九、製造雇人と雇主との關係
- 三十、救濟法
- 三十一、資本供給
- 三十二、魚類の運送

總論

「タチン」村は首府盤谷を去る西南二十哩の處にある當國に於ける大漁村の一にして「タチン」河口に介在せる「クロラクラム」村「サフナンチャイ」村「チャロラム」村の三部落の總稱なり、村役場、郡役所の設けあり、村役場は郵便事務をも兼ね。五寺院ありて其一寺院内に小學校を設け一教員四五十名の生徒を養成す。首府盤谷との間には明治卅八年二月より汽車の開通するありて大凡一時二十分間を以て到達することを得。一日三回の往復運轉をなす又水上は運河の便によりて三時間乃至六時間にて達することを得、及び盤谷「ベツチャブリー」間を航海する乗客用小蒸汽船二艘ありて各國寄港するを以て水陸の交通甚だ便なり。然れども當時は河口に接近し極めて卑低の地なるを以て高潮

時に際せば不完全なる道路の如きは一時一帶の水面に變するの奇觀を呈す故を以て乾燥期中一二三四五の五ヶ月は河水鹹味の量甚だ多きを以て飲料水となすに堪へざるを以て、此の時期にありては飲料水は之れを盤谷より供給すと云ふ。

汽車機關車に用ふる淡水は地下二百六十尋の堀抜水管装置によりて之れを充しつゝあり淡水の供給に就ては雨期以外に於て甚だ不利の地なり。従て陸上植物の如きも數種の草木に限られ之れが栽培をなさむとするも忽ちにして枯死す。故を以て蔬菜類果實類の如きも之れを盤谷附近より供給せり、家畜類中、家鴨、豚、鶏は甚だ多くして他地方より供給せざるも需要に應ずるに足る市場ありて食料品日用品等を販賣し日常の生活には不便を感ぜず。就中「チャロラム」村を以て繁盛の第一とす。

住民は支那人（廣東省潮州人）暹羅人、ベギュー人及び支那人暹羅人の合種にして百人中九十人迄は支那人とす。従つて潮州語は其通用語なるの感あり暹羅人又支那語を解す。移民の勢力も亦大なるかな、昨年末の調査によれば戸數六百八十三戸、家屋數千八百六十一軒、人口五千三百七十六人なりと云ふ。而して男子の總數は女子の總數より多きこと二百二十二名なり、之れ常住するもの、人口にして魚欄漁業の時期に會せば一時出稼の爲め來村する在暹支那人甚だ多く常住人の二、三倍に達し盛況を極む、男子は漁業、或は魚類製造の勞働に従事し婦女子及び小供は魚の除腸、或は魚類製造の手助けをなし、而して小賣魚商人の如きは婦人に限らるゝもの、如し。

此地今日の如き大漁村を創生せし年代を聞くに五十年以來の事に屬す、最初移住の人なりと稱する支那人七十年前後の年齢にて現今尙在世す。此の人の言によれば五十年前は二三人家を有する至つて寂漠の所なりしを開拓以て家を設け漁業に従事したるに收利甚だ多かりき、其後支那人の續々來り住する者多く今日の大漁村を形成せりと云ふ。然れども此の十五年間位は戸數甚しく増加せずと云ふ。西曆一千八百五十六年、同五十七年英艦「チーザー」の「タチン」河測量の際の如きは小村なりしか記事の見るべきものなし、支那老人の言と符合せるが如し。

「タチン」村の主要漁業は漁具の種類に就て云へば魚棚、桎木漁、建干漁、蝦抄網漁、介（貽貝の小なるが如き形狀長八分位を成長點とす）抄網漁、貽貝採取業、赤介採取業、とす、魚の種類に就きて云へば鯖、サツバ、鱒、アゴナシ、魷、鱒、キチラギ、グチ、サヨリ、鰯、シタカレイ、エビ、魷、貽貝類似貝、貽貝、赤貝等とす。鹽製造業は又甚だ盛にして鹽田反別二千五百束生産壹萬車なりと云ふ。

明治三十七年の魚棚數は百十六個同卅六年は百九十八個、同卅八年は確知せざるも六十個前後と算せば甚しき異算なからん。見來れば年々衰退の感あり之れが原因は三ヶ年間引續不漁及明治三十七年の大暴風雨二十年來の大暴風雨なりしと云ふに會し損害非常に多く倒産したるもの多きによると云ふ事實は之れを證明しつゝあり。主人を有せざる大なる製造所は其數甚だ多し、尙ほ其の事業を繼續

するものと雖も十中の八九は資金を他より供給するものなりと云ふ。

桎木漁は明治卅七年度の調査によれば鹹水のもの五百五十個、淡水のもの又五十個餘あり。

他の數量等は精確なる調査を得ず。

漁船は魚棚漁業に使用する船三百五十一隻、運送船兼住居となす船六百九十五隻、小船七百九十四隻、此のものは桎木漁、蝦抄漁等に使用するものなり。

「タチン」水産税總額は明治卅七年度九千二百七十銖十六厚なりし、之れ舊徵收額によりたるものにして同卅八年度制定の税法によるときは一萬二三千銖を徵收することを得と云ふ。

以上は「タチン」村の概況なり即ち漁業は「タチン」の生命なり、漁業なかりせば今日の「タチン」を見る事、或は難事なりしならん。然し魚棚は重要漁業中の主位にして又暹羅國海産物の消長に關す即ち本漁業の盛衰及漁不漁は當國の消費及び輸出額を左右す。則ち當國に於ける最大の漁業なり、日本の水産業に裨益することなしと雖も暹羅の漁業狀態を諒知するに於ては便利なるを以て右に之れを報告す。

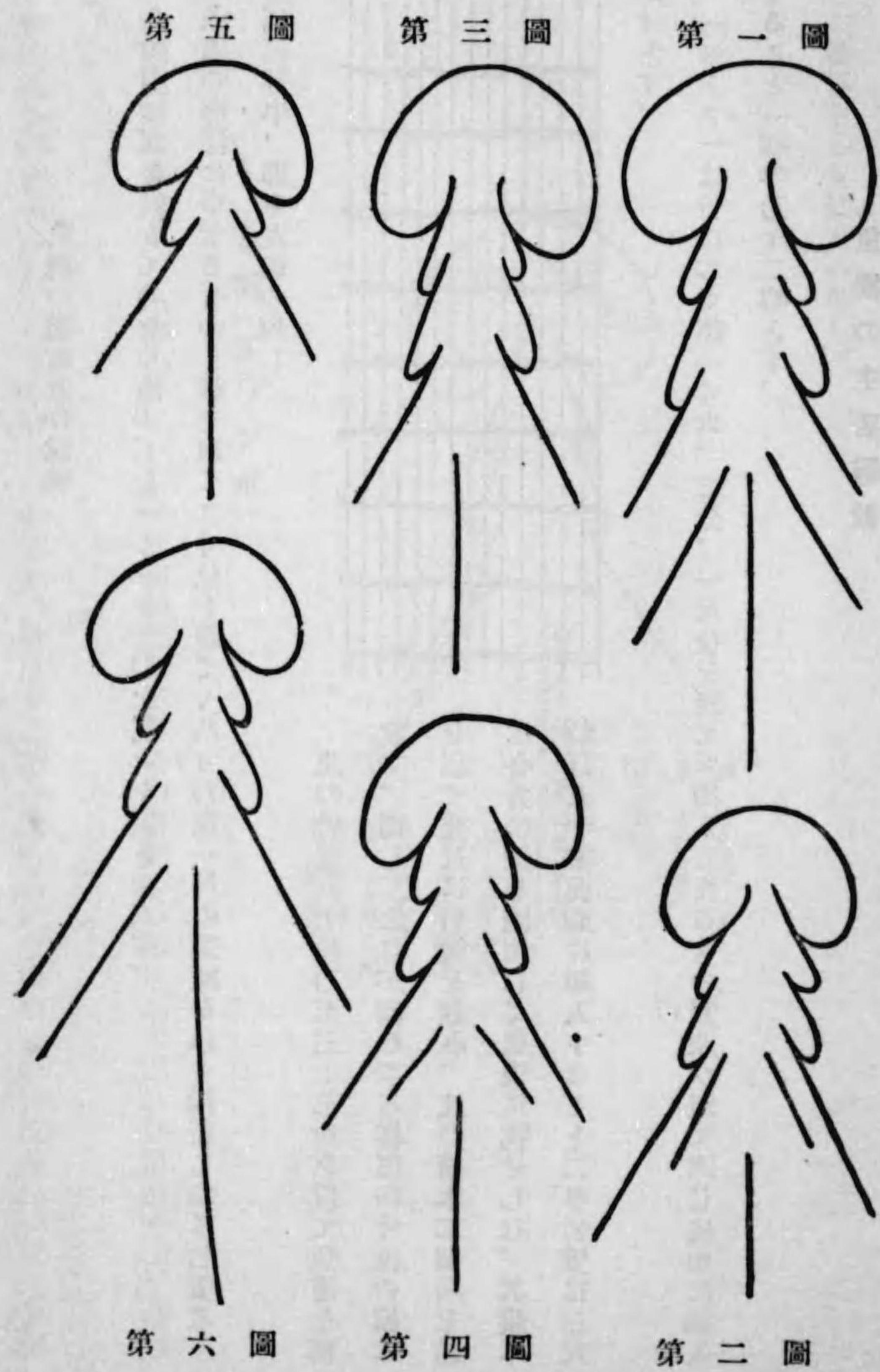
魚 棚 漁 業

魚棚は海底泥土にして建設する木竹の普通の風及潮流の爲めに倒さるゝことなき海深四尋半より十

一尋の間に定設するものにして就中五尋乃至七尋間のもの最も多し、海深の如何に係らず漁場の位置によりて多少の漁不漁を生ずると雖も當村の如き遠淺、且つ濁水の甚しき漁場にありては淺所に定設するものは深所にするものよりは漁獲少し、然れども十一尋位の海深を有する處に定設するには多くの費用と勞力とを有するを以て甚だ少きが如し小生の實見によれば其深所に定設する魚柵の漁獲高は風潮の影響を受くること甚だしく普通船は常に其漁獲高に非常の差異あれども、こは其差異甚だ少し即ち本漁業に従事せんとするには四月漁夫をして木竹切伐及買出しを五、六の月をして適當の漁場を選定して魚柵を建設するものとす。而して漁期に至れば魚柵中に魚の入り來るを以て日々一回、或は二、三回往復し「オワンボ」と稱する巾着網を以て柵中の魚を圍み繰網以て魚を捕獲し船中にては別に之れと云ふ處理をなすことなく歸港し、大小新鮮の度及び汽車時間の如何生魚時價の高低漁獲の多少等を斟酌し製造、又は販賣するものとす。

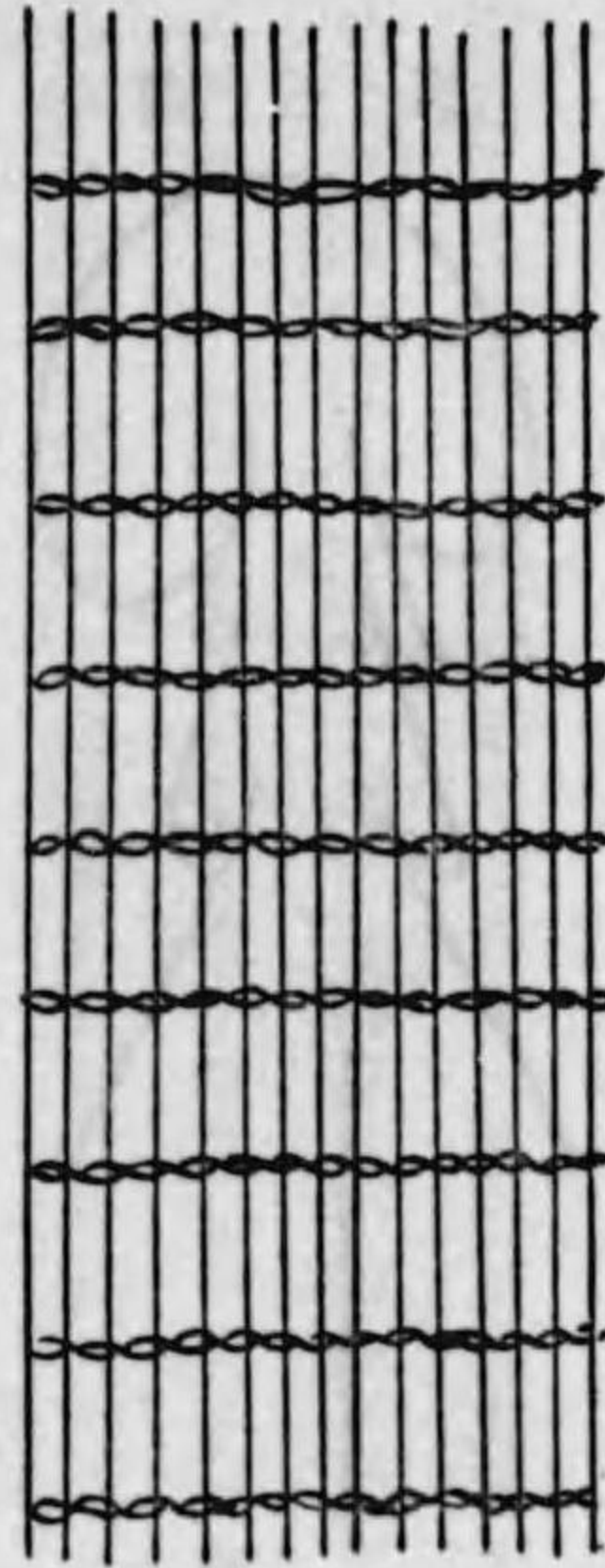
魚柵の形狀及種類

魚柵の形狀及び種類を示せば左の如し。
六種の中第三圖のもの最も多數を占む。



魚柵の構造及び説明

今説明の便を計りてAを魚溜B Cを「モドリ」Dを翼Eを垣と命名す。
 漁場の海深に準ずるものを籐を以て二寸位を距て、八寸乃至一尺の距離を以て編製したる竹簧なり
 其幅三尋半、即ち左圖の如し。



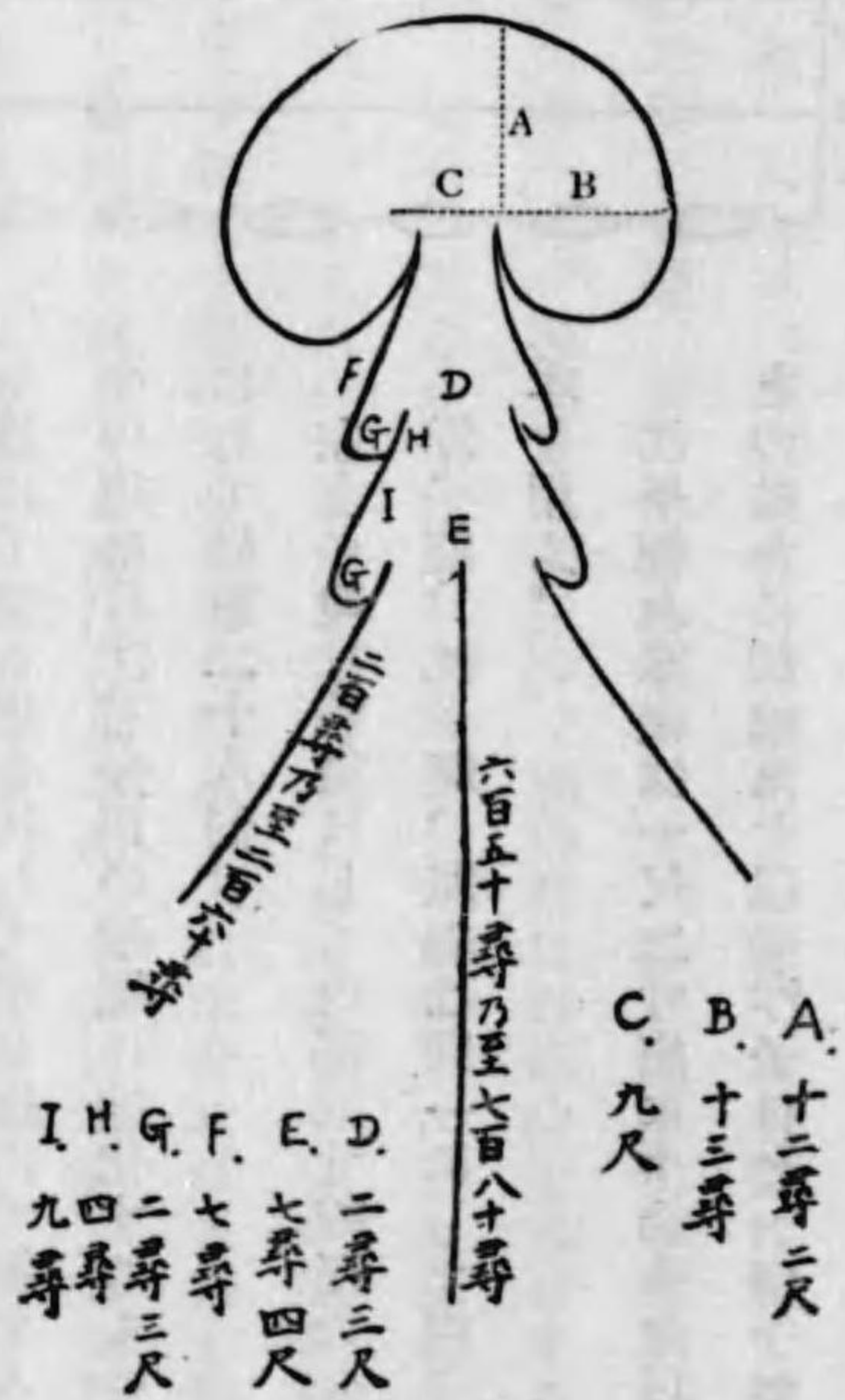
此の竹簧三十枚乃至三十三枚を以て魚溜を構成す。而して之れが倒れざる様徑四寸位の縦木を以て交互に竹簧を鉄み、且つ横木二個所を結び合力の理を應用して風浪に抗せしむ、其縦木數百五十本泥底に挿入すること二尋竹簧は三尺

二寸とす。

「モドリ」は竹にして徑一寸六、七分、一尺位を距て、挿入したるもの翼及び垣又同じ底地に挿入すること一尋半乃至二尋とす。

魚柵の主要尋數

魚柵の尋數は人の異ると海深の異るとにより多少の差あれども今海深七尋の處に建設せる林茂合所有の標準を示せば左の如し。



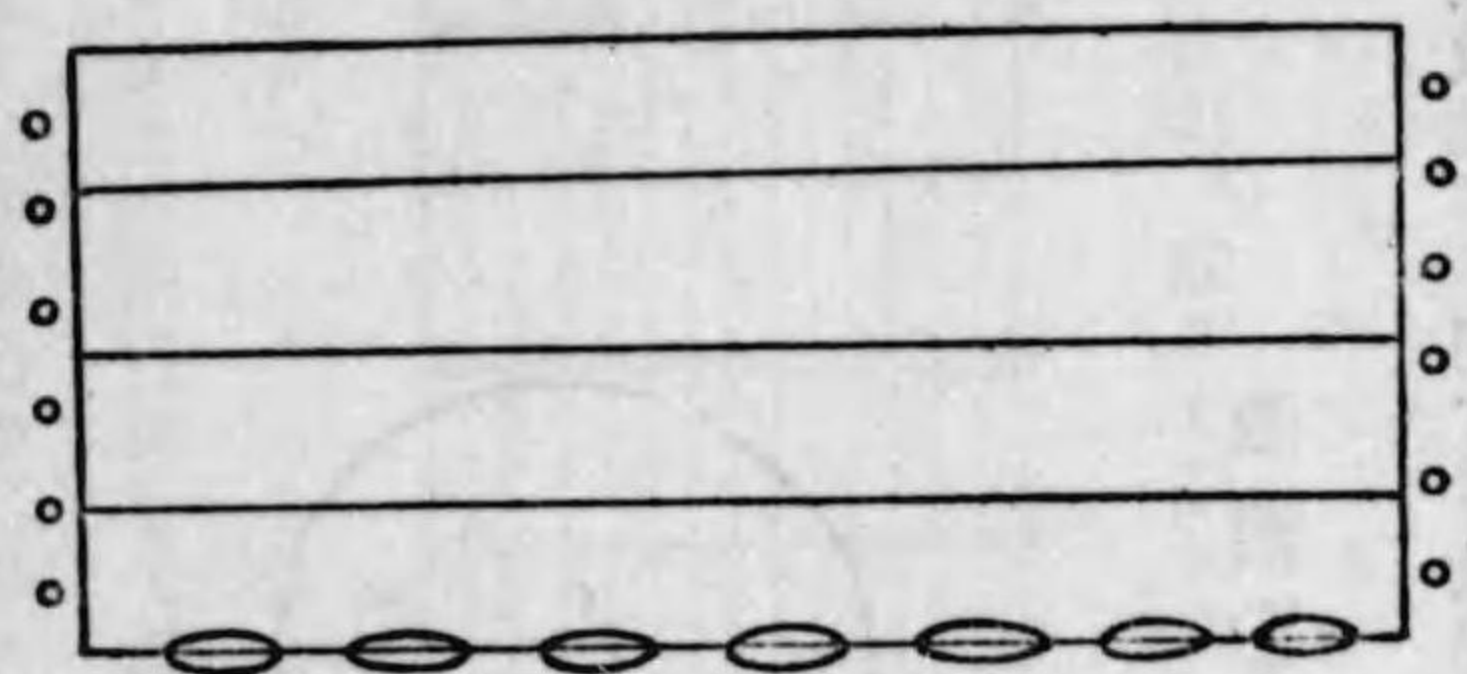
漁網「オワンボ」

魚柵漁業に使用する漁網「オワンボ」は旋網類に屬する巾着網の一種にして之れを圖示せば左の如し。

網地は全部綿糸にして長さ廿尋、巾七尋半、目は十二節一反貳百六十掛のもの三反及び一反九十掛

のもの壹反合計四反を用ひて横目縫ひに調製す縁編は一切行はず。

縁網は五節にして四掛とす、而して左右縁網は縦目上下縁網は横目縫ひに使用せり。



浮子は桐長一尺三寸五分、厚一寸八分の長方形にして總數三十六個
沈石は之れを用ふるものと用ひざるものとあり之れを用ふる場合は環
を簾にて造る場合にして環を鐵にて製する場合には之れを付せず。現
今の趨勢は沈石兼用の鐵製に進化するもの、如し、内徑二寸線徑三分
にして總數二十八個。

左右の輪は簾製にして内徑五寸線徑六分總數十六個。

浮子繩、沈子繩、縁繩は同一にして綿子三子撚徑二分八厘のもの二
本を用ふ。

沈子繩及縁繩は一尺二寸宛に小綿糸を以て括結せり、浮子繩と浮子
との結合に細綿糸を以て浮子目を一個一個括り切りなり、浮子間の浮
子繩は浮子際及中間の三ヶ所を括結せり。

環括繩は「マニラ」繩三子、左撚徑七分、長さ八尋、縮結の割合、浮子方は本網十二節五目に對し
縁網二目（五節のもの）及浮子繩と縁網とは浮子繩八寸に對し四目とす、沈子方も同様とす。

左右縁網は縁繩の一尺二寸に六目を縁網と本網との割合は縁網一目に對し六目を結ぶものとす。

縫糸は同大の糸を以てなし一尺五寸乃至二尺宛に一結をなすものとす。

以上の材料及方法を以て本漁網を構成す。

附屬品 擔網、徑一尺九寸、深二尺五寸、網目十一節、周邊簾にして徑七、八分、柄木の長五尺、
徑一寸七分のもの二個、竹鍵、長一尋半のもの四本、棒、網使用の際網の兩端の輪に突き刺すもの長
八尋及八尋半のもの各一本、徑三寸二、三分、網染料は丹寧分を含有する「カンダカアング」と稱す
る木皮にして厚四、五分、其の産地は「チャクタブ」地方にして之れを以て染網せんとするには日
本同様該皮を長二三寸、巾五六分の小片となし水と共に釜中に入れ丹寧分を煮出し染料水を得。此の
ものを以て染網をなすには小船の半分には染料水を入れ半分には竹簧を置き少々傾斜を保持せしめ網
を順次竹簧上に致し染料水を網上より被注し及び船の半分には存在する染料水に浸し漸次引き上げ以て
乾燥す、而して其染網度數、は新網染の際は三回、又漁期間は毎月二回とす。

漁 船

長さ七尋四尺六寸、巾九尺二寸、深三尺二寸の船にして之れを七部室に分つ。最後部室は飲料水を、
次室は衣服、其他の雜品を入れ、第三室は炊事場、第四室は豫備魚艙、第五室は常備魚艙、第六室は

豫備魚艙、第七室即ち船首室は薪繩入となす。故を以て全部の魚艙を使用するときは能く七十擔の魚を積載することを得るなり。

外板は八寸乃至一尺の幅の板を以て接合構成し、其木材は「タアキアン」と稱する質堅牢なるもの厚一寸一分とす。肋材は「バアドラー」と稱する堅材にして巾二寸七分、長三寸七分角のものを兩舷より中部則ち船底部二尺一寸間を空にし船底部肋材は兩舷肋材の中間部の底部を同様の角材を以て構成す。

甲板上の敷板は「チイキ」材七分板を以て第四室迄之れを設け開閉を自在ならしむ。常備魚艙室上は丸竹、徑八九分のもの編製したる簀を以てし、且つ魚網を此の所に積載す。之れ以外は適宜一枚板を横に用ひて船上の動作を便にす其構造は美術的ならずと雖も堅牢なるは其特長なるが如し、其保存期の如きは能く三十年の久しきに耐ゆと云ふ。

舵は肋材と同様にして二尋二尺七寸、内頭部、即ち圓形部五尺六寸、徑三寸、平編部七尺一寸、幅一尺四寸、厚一寸とす。舵柄は長三尺八寸二分、徑二寸。

「立つ」は適當なる又木を以て作り高さ四尺五寸、圓周一尺二寸頂上の間隔六七寸とす。

櫂は總長一丈五尺五寸、内平偏なる部分九尺、巾五寸、支持所圓周五寸三四分、丁字形所八寸、周圓四寸、其先端より四尺三四寸の處に麻繩の輪を取り付け漕櫂の用に供す。

櫂杭は外板の内側にありて取り外し自由なり、長一尺八寸、圓周四寸五分とす、此のもの五挺を用ふ。



漕櫂は臘納獸業端艇前進法と同じく各人は櫂一挺を取り起立船首に向ひて漕櫂するものとす。

帆柱は長八尋二尺二寸、圓周元口一尺八寸、末口一尺一寸のもの一本。

帆は「カンボジャ」地方より輸入する草葉にて編みたる日本の御座帆よりは尙ほ破損し易きものに造り、其面積は帆の前面の長四尋四尺三寸、後端七尋二尺三寸、上端及下端七尋七寸なり。

桁木は竹、徑二寸五分、長七尋二尺、上部の桁木は帆柱の前面に四分後面に六分の割合に帆柱に釣合せしむ。「ハリアード」は「マニラ」繩、徑六分、長十尋半「シイト」は麻繩、徑四分にして五尋。魚網の中部を引き上げる滑子繩は麻製、徑四分、長十五尋、此の者は帆柱に取付けあり。

航帆に際し帆の前端を支持して風力を大ならしめ及揚網の際、漁網の中部を引き上げ置き滑子繩の甚だしく船に接近せざる様支持する竹、徑二寸、長五尋、上端より三尺許りの處に止木を付したるもの一本。

錨繩、徑一寸三分、四子左燃、長十五尋半、錨は又木、之れに横に鐵、長一尺一寸、巾五寸、厚三寸のものを結びたるもの錨木の長四尺七寸、又鐵一尺七寸、圓周八寸のもの一具。

漁船操縦及漁具使用法

漁船一隻の乗組員は五名にして其多くは風位潮汐降雨の如何を観察し出漁時を定むと雖も多くは落潮に乘し出漁す。帆繰漕權以て魚柵の定設しある漁場に至り低潮なるときは晝夜を論せず直に捕魚に従事すべく魚溜の左側の凹所に至りて柵に設備しある繩を以て船首及船尾の舳をなし、船首にて網の一端の輪に突き刺し棒を入れ下部を縛り棒及び網を右舷より投入し及び浮子方の中央を帆柱に取付けある滑子繩にて括り舳を解き、漸次投網魚柵口を閉じて右側の凹所に進み網の盡くるに及んで網の他端の輪に突き刺し棒を通しあるものを水中に入れ棒の上部を表舳繩にて結び一人にて其棒を支持するに便にす。一人は船首にありて船の前進を計ると同時に過度の進行の爲め船の衝突して魚柵を破損せざるに務め、他の三人は手、或は鐵竹を以て柵の横木、或は縦木によりて船を進行せしめ其支持する網の一端を常に柵に接せしめ船を漸次進めて一週以て魚群を圍繞せば他端の棒、即ち元の位置に歸り棒を突き刺し前後の舳をなし滑子繩を引き上げて浮子方の多魚の爲めに沈降せざる様にし及び張竹を以て網の甚しく接近せざる様支持し置き、左舷より環括繩を引き以て網の底部を絞る棒を引き抜きて

右舷より左舷に廻し環括繩を引くと同時に急速に之れを引き上げ一端より網を繰り上げ魚捕に至れば一人は魚船口にありて左右に各一人宛、櫂を以て交互に抄ふて之れを船中に移入し、魚の全部を捕獲し了れば滑子繩を解き網を洗滌し網を魚船上に置き舳を解き柵を出て漕帆以て歸港するものとす。漁網使用時間は三十分乃至五十分とす、之れ風浪及び魚の多少によるものとす。

漁獲物の種類

鯖、サツバ、キチラギ、鰯、安南魚、西刀魚、グチ、鯰、鯰、サヨリ、鯛、鱈、小鱈等とす、就中鯖サツバ甚だ多し。

漁期

七月に始り十二月に終る盛漁期は九、十、十一の三ヶ月とす。

魚柵漁夫の年齢

本漁業に使用する漁夫の年齢は二十三歳以上四十四五歳のものにして、殊に二十七、八歳以上四十歳迄の者多く繰業上甚だ便なるが如し。之れ歩合均一労働均一より来る自然淘汰の結果ならん、其

職務は船頭は同一にして炊事の如きも日々交代に之れを行ふ。

漁場の状況及び海洋氣象の魚類に及ぼす影響

本村にては北風の時は漁獲少く南風多漁、東風西風は普通漁なり。今其原因に就きて實見したる所感を述べれば盤谷灣の北部一面は大平原の後を受け四大河の注入するを以て海面に濁水を流出すると甚しく且つ一帯の漁場は底質泥土にして著しき遠淺を形成し、河口より最短距離海深三尋線に達するには五、六湮、五尋線に達するには十一湮、而して海水は漸次青色を呈すれども五尋線未だ以て青透なりと云ふべからず。海洋上の状態、此の如き故を以て北風に會せば一帯の海面濁水の流散する面積を弘大ならしむるを以て洄游魚の如きは甚しく水色に關係を有するものなるを以て其來遊すること少く、今日の大漁、水色の静濁度によりて又明日の漁不漁を豫想する能はず。南風の時は之に反し水色をして良好ならしむるを以て魚類の來遊するもの淺海にも多き故を以て淺海魚柵も能く遠海魚柵と殆んど同數量の漁獲あり、即ち本漁業に於て各船其捕獲量に大差あるは實に北風の時なり、東風西風の時は北風の時の如く捕獲量に大差を生ずること少し捕魚中、鯖、鱈は其影響著しく「キチラギ」安南魚及鱈は影響比較的少きが如し、則ち本地は前述せし漁場なるを以て風位の如何及び風の強弱は其漁獲高を左右するもの、如し。

魚類の性質

鯖(プラトオー)大群をなし風向に反し及び水面下一間内外の所を游泳する事多し。其來遊するや西よりし東に去る、而して來遊は小なるもの先づ來り月を追ひて大なるもの到る、之れ産卵の爲めなるが如し、十一、十二月には卵を認む。其仔漁期は二ケ年を以て充分とす、其最大なるものは八寸にして此の如きもの稀にして平均五寸五分内外のもの最も多く最小なるものは三寸七八分なり、其の食餌に對しては調査したるも腸部甚だ小且つ其食餌たるや微細物にして肉眼を以て之れを観察することを得ざりき、漁夫の言によれば釣捕する能はずと云ふ。些か疑問なき能はず、然れども之れが信疑に關しては未だ確認すること能はざりき。

鱈は日本のものよりは甚だ小にして其大さ二尺乃至九寸にして一尺三四寸のもの最も多し、然れども一回一尾三尺七、八寸のものを實見せり、之れを以て之れを見れば二尺以上の大きさを有するもの棲息するもの、如し、之れが洄游は多く小魚の洄游に伴ふもの、如く即ち小魚を食せんが爲め洄游するもの、如し、則ち腸部を見るに卵なく常に小鱈長一寸七八分を成長點とする小鱈屬を飽食するを認む、之れ本魚の洄游は求餌の爲めなりと云ふ所以なり。

グチ及安南魚は九、十月頃は卵を有するを認む。捕獲魚總ての來游方向は鯖に同じ、前記以外の捕

魚に就ては著しき事項を見出す能はざりき。

魚類陸上場及製造場

魚類の陸上場は別紙寫眞の如くにして低潮及高潮に際し入港するも魚を陸上するに支障なき様棧橋を造り「タチン」河に突出して之れを造れり。其長は河水の深淺及土地の凸凹所によりて一定せずと雖も十尋乃至十五尋、巾二尋半乃至五尋にして、今其構造を記せば其根基を造るものは竹杭にして之れに棒を渡し其上に竹巾七、八分に割りて編製したる簀を敷き及び根基と竹簀とを完全に連結したるものなり、而して陸上場の前面には三尺位の方形の板を以て階段を造り陸上及洗滌に便ならしむ。而して其陸上場は製造場の一部として使用する。除腸及煮熟魚整理には此の所を使用す。

此の外直に其の側面の一方に煮熟釜場及煮熟魚放冷場を設く、釜場の面積は正面二尋、側面一尋半、放冷場は二尋に三尋にして釜場の高さ三尺八寸と同高位を占め其底部は竹材を以て十字形に荒く編製したる竹簀を用ひ空氣の流通を可良ならしむ。

鹽藏用樽置場、鹽藏用鹽置場としては十尋に五尋位の面積を用ひ其の家根裏には丸竹を以て二階用のものを造り以て製造雇人の寢所に充つ。又鹽乾品乾製場としては魚陸上場と略二倍大の面積を要す。其側面には高さ五尋位の棒五、六本を建設し其頂上には其各滑車を付し繩を通し網乾場となす。土地

卑低なると適當なる網乾場面積を有せざるを以て垂乾法を行へり。

其居家は間口四五間、奥行七八間にして鹽藏用樽置場より四尋位を距て、純粹の古式暹羅風、即ち周圍及び各室の周圍は割竹の編製よりなるもの家根は「カプチャーアー」と稱する日本の棕櫚の皮に類似する葉を編製して造り堀立にして地上より二尺七八寸の處に板を以て其の底部となし、而して一も大なる室なく一間四方、二間四方に之れを區分して數多の室を造れり、此の外魚棚建設に要する竹簀を編製し及び本竹置場として八九尋に廿五尋の面積を要す、之れ本漁業及製造に要する面積の標準なり。

漁船入港當時の狀況

漁船の入港するや相應の漁獲あるときは其有する巾二尺五寸、長六尺位の大なる旗を揚げ大漁の時は旗以外船首、船尾に裝飾をなし入港するを以て何某の漁船なるやを認識することを得。依りて村内の婦女子等は其漁業兼製造家の製造場に蟻集し魚の除腸をなすべく、各自欲する處の位置を占め其製造雇人も各職務に従事すべく準備をなし小賣魚商人の小船にて出買に來るもの多く漁船の續々入港するにつれて水陸一時に活動を初め一日中の最大多忙時、且つ最大幸福時を造るに至る。

漁獲物の陸上げ

漁船の棧橋前に來るときは先づ漁網を乾燥場に致し乾燥す。漁船、既に棧橋に來れば魚類は總て漁夫の手を離れて陸上労働者の手に歸す。故を以て陸上の事萬事之れに關せず、陸上労働者の一人は二升入位の抄ひ籠を以て漁船の魚艙中に入り一人は受籠を以て漁船上に一人は棧橋前面の足段にあり棧橋上には幾多の労働者ありて其魚艙中の一人魚を抄ひて受籠に入るれば漁船上の一人は之れを足段上の人に渡す、足段上の人魚の生鮮の度により其儘或は洗滌して之れを棧橋上に致せば數多の人は之れを除腸の爲め來集する婦女子の前面に移し空籠を漁船に返還し、此の行爲を轉替す之れ魚類陸上げの方法なり。

魚類製造の種類

魚類の製法に三種あり鹽煮品、鹽藏品、鹽乾品、之れなり。今左に項を分ちて之れを報ぜんとなす。

鹽煮品の製法

來集する數多の婦女子は鯖を左手に持ち鰓より右の母指を入れ鰓及腸を除き去る除腸せしものは之れを箕形の籠に投入するを魚集人は、更に之れを洗滌籠に移し之れを洗滌場（陸上場の側面に設く）に運べば籠を動搖して之れを清洗し滑り板の媒介によりて之れを鹽藏所に移せば鹽漬人は、先づ鹽漬

樽に飽和鹽水を入れ置き送り來る魚を入れ鹽を散布し一人は之れを攪拌し、此の如くすること層々之れを同じくす。而して原料の悉無となる迄之れを行ひ大掃除をなす、茲に於て一時休息をなす。

鹽漬の結了を待ち煮熟人は煮沸釜に飽和鹽水を入れ、燒火人は燒火に他の雇人は休息後、先に鹽漬せし鯖を樽より引き上げて之れを竹簧の上に移し形狀の大小を區別して之れを經一尺六寸、高二寸の平籠の内側に沿ひて圓形に重々並列し、煮熟人は之れを集收し蒸籠の内側に沿ひて同様に圓形に重ね中央部を圓形の空所となし蒸籠を充し、沸騰中の釜中に入れ蓋をなし十分位を經て湯垢を蒸籠中央の空所より替出し、且つ其沸騰水二、三杯を魚の上部より注ぎ掛け蓋をなし、蓋の周邊に切片を蔽ひ以て沸騰を迅速ならしめ大凡五分間を經ば沸騰するを以て二人にて棒にて擔ひつゝ引き上げ暫時湯を釜上にて滴下しつゝ、更に清水一升五合乃至二升を釜中に入れ蒸籠を放冷所に運ぶ、魚放冷掛は熱氣の稍減ずるを待ちて之れを取り出し面積の甚しく要せざる様、適宜之れを積重ねて冷却す。潮汐の如何を考へ自己所有の運送船に積載し二人乃至四人にて之れを盤谷なる取引魚商に輸送す。用鹽は二十「バエルセント」位とす。

右製法によりしものは當地にて甚だ賛讃せられ漁期中は食膳每必ず之れを用ふ。此の製法によるものは鯖の外、鱈、鯡、小マナガツヲ等とす。腐敗期迄には五、六日を要す。

鹽藏品の製法

鯖の大なるものは除腸をなし小なるもの又は大漁の時は除腸をなさず。鯖、サツバ等も同様除腸をなさず鹽藏す。其除腸せしものは之れを洗滌せず其儘鹽藏す、鹽藏の方法は前法と異るなく唯用鹽の量多く三十乃至四十「バエルセント」を使用す。鹽漬後三四日にして之れを盤谷に輸送す、此の鹽藏品を輸送するには腐敗を防ぐ爲め船の底部に竹吳座を敷き鹽を散布し鹽藏魚を入れ鹽を散布し層々此の如くし竹吳座を蓋とし輸送す。之れ海外輸出品にして之れに製する魚の種類は鯖、サツバ、鰯等とす。

鹽乾品の製法

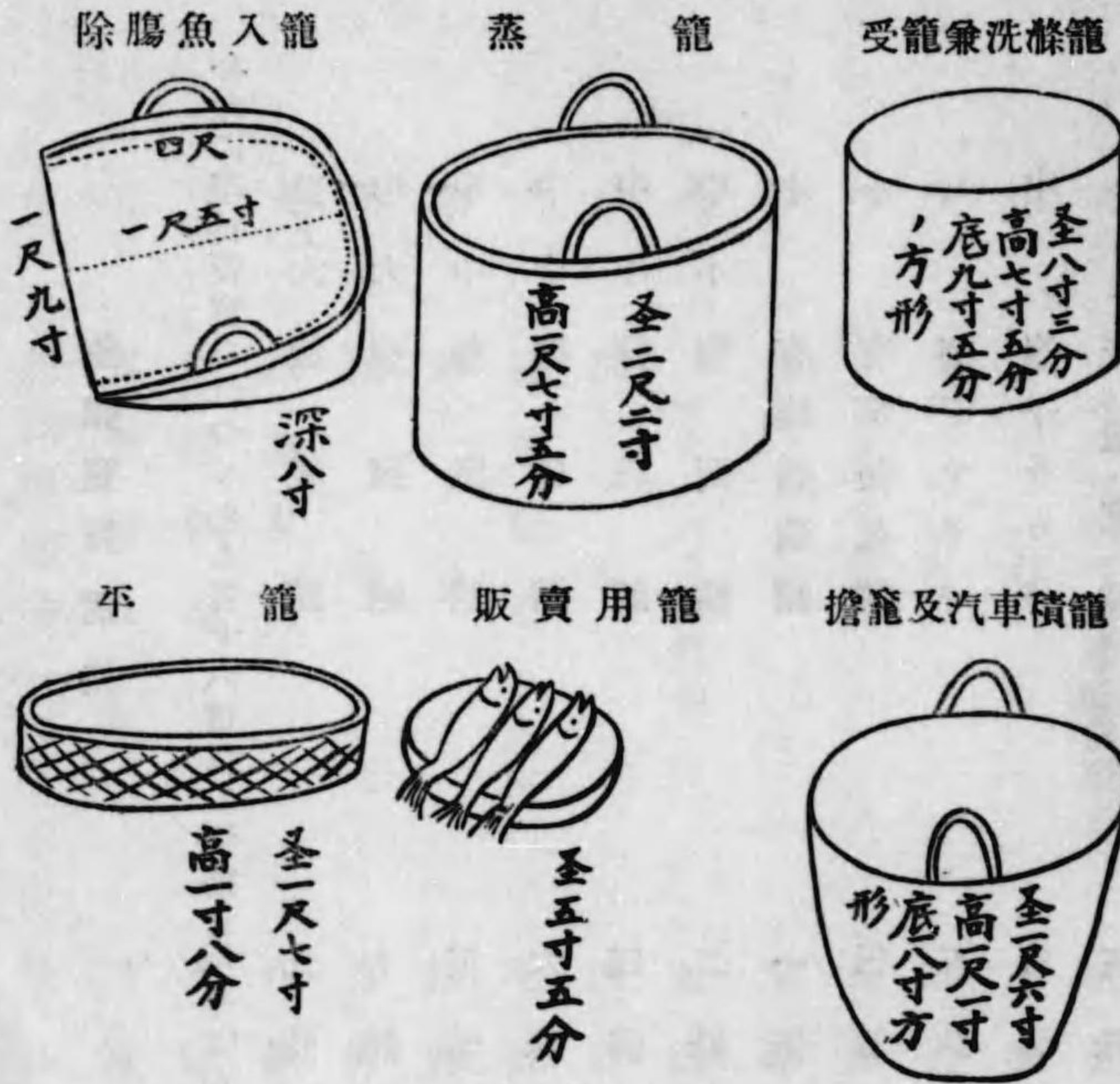
鯖は丸の儘、鰓及び腸を除去し立鹽漬となし輕壓を加へ、一晝夜浸漬し淡水にて能く洗滌し竹簧上に並列し日乾、且つ温奄すること晴天三日間にて完製す。

アゴナシ、カマス、西刀魚、又同じ。

サツバ、グチ、キチラギ等は振鹽漬となし二、三日浸漬し、三、四日乾燥及び温奄法を以て完製す。

之等魚類は捕獲の際數量略、同様なるときは混合鹽漬となし乾燥し二日目に於て撰別して製品を一定す。其數量著しく異るときは鹽漬前之れを撰別す。鯉、鰯、鯛、鱈等は背開きとなし二日間立鹽漬

製造用器具



となし乾燥四、五日にして完製す。

副産品

暹羅の醬油は其名稱を「魚の水」と云ふ、即ち醬油は魚より之を得るを以てならん、則ち當國に於ける醬油の大部分は鯖鹽藏品の液汁なり、則ち之れを得るが爲め鹽藏するには除腸後洗滌せずして鹽藏する所以なり。鯖の鰓及腸を鹽辛として食用に供す。

此の外經六尺七寸、高三尺七寸の鹽藏樽及經三尺八寸五分、高二尺六寸の鹽藏樽あり。

釜の大きさは蒸籠を入れる、大さとす。

魚類賣買價格

今左に現時賣買されつゝある各十六貫目の價格を示せば左の如し。

頂上大	鹽藏鯖	九銖
中大	鹽藏鯖	七銖
中中	鹽藏鯖	五銖
中中	鹽乾鯖	六銖二兒乘
中小	鹽乾鯖	四銖二兒乘
中小	鹽藏鯖	二銖三兒乘
小	有腸鹽藏鯖	一銖二兒乘
小	有腸鹽乾鯖	三銖
大	鹽干サツバ	五銖二兒乘
中	鹽干サツバ	三銖二兒乘
大	好鹽乾品	五銖二兒乘
大	西刀魚鹽乾魚品	九銖

中	西刀魚鹽乾品	七銖
大	サツバに似て非なる魚乾品	五銖
中	同 右	三銖二兒乘
大	キチラギ鹽乾品	四銖二兒乘
中	キチラギ鹽乾	八銖
中	同 右	五銖二兒乘
大	アゴナシグチ鹽乾品	五銖二兒乘
中	同 右	四銖二兒乘
大	鱈鹽乾品	七銖二兒乘
中	同 右	四銖二兒乘
小	同 右	三銖二兒乘
大	鮫鹽乾品	八銖二兒乘
中	鮫鹽乾品	七銖
大	雜魚鹽乾	三銖二兒乘
中	雜魚鹽乾品	一銖二兒乘

鹽煮鯖は五兒乗より六銖位の價格にして大六銖位の時中は四銖半、小二銖とす。之れ百籠乃ち三百乃至四百尾の價とす。

夕チン村市場の小賣價格

生大西刀魚	六尾	一兒乗
生鯖五、六寸のもの	十尾	十厚
生舌鰈一尺位	三尾	十二厚乃至十六厚
生魴八寸位	四尾	八厚
生鯖一尺二寸位	三尾	一兒乗半
鹽煮鯖小	五籠	十厚
同 大	五籠	二十厚
鹽乾アゴナシ魚八寸位	五十尾	二銖
鹽乾鯖一尺内外	十五尾	一銖

賣買上の習慣

製造業者と魚商人との賣買金の受渡は小賣は即時、大取引も賣買後二、三日にして之れを行ふ。月末拂、半年拂等の如きものなく至極金融の回轉の迅速なる方法とす。

資本

本漁業を計營せんとするには三個若くは四個の魚棚を有するを得策とす。今魚棚四個を有するもの、固定資本を示せば左の如し。

一金壹萬銖	魚棚四個建設費
一金四千八百銖	漁船四隻新調代
一金千銖	運搬船二隻代
一金二百銖	手廻船一隻代
一金八百銖	漁網四張代
一金二千銖	大樽二十五個代
一金二百銖	小樽六個代
一金二百三十銖	籠一式
一金三千銖	家屋及製造場新築費

合計 金貳萬貳千貳百參拾銖也

則ち本事業を計營せんとするには貳萬貳參千銖の固定資本を要す、其他流動資本としては要するもの左の如し。

一金九百六十銖	製造雇人四十人分六ヶ月間、米代一ヶ月四銖の割
一金二百二十銖	漁夫二十人三ヶ月分、米代一ヶ月、四銖の割
一金四百銖	魚柵四個一ヶ年税金
一金二百銖	漁網修繕費
一金壹千銖	檳榔子、紅灰、葉代

此外、薪、鹽、販賣用籠等、費消の價格は漁獲の多少によりて一定せざるが故に之れを明記する能はず。

漁獲高

漁獲高は前述せる如く氣象及び海洋の關係により一定せざれども魚柵四個を有し九千六百銖を得は收支缺損なく一萬六千銖を得ば充分なりと云ふ。

漁夫と雇主との關係

本漁業をなさんとするには漁期三、四ヶ月前雇入の契約をなす。其際契約の印として前貸金三、四十銖を漁夫に與ふ。然るときは漁夫は其年に於ける魚柵の建設に従事すべく四月船を出して竹木裁伐及び買入の爲め其産地に至り六月は専ら魚柵建設に従事す。此の間は食料其他の雜費は雇主、之れを負擔し既に魚柵の建設を終り捕魚に従事せば米代檳榔子代として一ヶ月三四銖を漁夫より雇主に支拂ふ。而して決算に際して雇主、其捕獲高の一割を減じ、且つ前貸金を差引き殘餘を二等分して雇主、其一部を漁夫、其一部を所得とす。漁夫は更に之れを五分分して其配當額とす、其給料雇によるものは甚だ少く百中の九十九迄は此の歩合法によるものとす。其給料雇によるものは三十五銖乃至二十五銖とす。其歩合月給何れを可良なりやと漁夫に聞くに歩合の方可良なりと云ふ、即ち漁期間の歩合收入は給料によるものより多しと云ふ、又當國人の如く僥倖心の大なる國に於ては好良の方法ならんか。

製造雇人と雇主との關係

之れ又歩合によるものと給料によるものとの二種あり歩合によるものは捕魚高の二十分の一を得之れを配當すると云ふ。然れとも此の製造雇人は悉く支那人なるを以て給料によるもの多きが如し今其

の給料を示せば左の如し。

労働者取締	月給二十銖	一漁期間賞與百二十銖
労働者副取締	月給二十銖	一漁期間賞與八十銖
鹽漬兼煮魚取締	月給二十銖	一漁期間賞與百二十銖
鹽漬兼煮魚副取締	月給二十銖	一期期間賞與八十銖
煮魚人	月給十八銖	賞與五六十銖

此の者三人を要す。

他の労働者は魚の多少によりて之れを給するを以て一定せざれども多きときは一ヶ月二十二、三銖少きも十三銖の所得あり食料は總て雇主より給す。

救濟法

雇人の天災救助等に就ては救濟等をなさざるものにして従事中の負傷等に就ては食料を給すれども藥代等は之を給せず、其自然的病症等に際し靜養するときは食料餌藥代等は一切之れを給せざるものとす。

資本供給

資本の額少なるときは田園、家屋、漁具製造場を抵當として盤谷の金主より之れを供給す。其金利は八十銖に對し一ヶ月一銖にして其清算は毎月之れを行ふものと年一回之れを行ふものあり。其返還期限は當事者の任意にして一定の標準なし。

魚類の運送

生魚は「タチン」鐵道によりて鹽藏魚、鹽煮魚、鹽乾魚は各自有する運搬船によりて之れを輸送す。今鐵道の便によりて輸送せらるゝ生魚に就て述べれば、此の「タチン」盤谷間生魚輸送の貨車は四貨車ありて、其の中央に開閉自在の戸を造り此の所より魚の上下をなすべく、其前後には各四個宛の柵を設け一柵十六籠を登載す。其全部の柵に充滿すれば其中央の柵なき所に登載するを以て一貨車大凡百五十籠を積載することを得るを以て一回能く六百籠の運送をなすに足る。二十哩間の運賃一籠十六厚なり、籠は圓形の運送籠にして一斗二、三升を入るゝものとす。

第四編 暹羅灣東南海岸に於ける漁業の狀態

目次

- 一、總論
- 二、チツク島
- 三、プロート島
- 四、マヤヲ島
- 五、バクナム・チャンタブン
- 六、バン・カ・チャイ
- 七、バクナムケムノオー
- 八、ツングカベング灣
- 九、バクナム・クラ・チエー
- 十、バクナム・バンブ・ラアート
- 十一、バクナム・ブラ・セエー
- 十二、バンクレエーング

- 十三、バンベエー
- 十四、バクナムラヨーン
- 十五、サメット島

一、總論

今茲に暹羅灣東南海岸と稱するは暹羅灣中、専ら暹羅領土に屬する東は東徑百〇二度十五分、北緯十二度十五分の佛暹領界地「チツク」島より西は東徑百度五十七分、北緯十二度三十五分「リアント」岬に至る海岸線百十哩及び其の附近に於ける諸島嶼の總稱なり。

「チツク」島より「マチャ」島に至る海岸は一帶の泥土最卑低地にして卑低地獨特の「コンカング」樹を以て蔽はれ、各樹殆んど同長にして二段をなし遠方より之を望めば、恰も海岸に堤防を築きたるの感あり。此の間「チツク」島の對岸に半哩に満たざる砂濱あるのみ「マヲヤ」島以西は卑低なれども海岸は砂濱なり、即ち本地砂濱泥土の境界地なり「ツングカベング」より「バクナムクラチエー」迄は山脈連亘し「レム・トオラ・トイム」以西「バン・クレエーング」の間は「マイヤン」「マイカボツ

二、チツク島

チツク島は佛邊領界運河の河口にある長さ殆んど壹哩、周圍二哩半餘の雜木を以て蔽はるゝ島嶼にして其北西面は遠淺且つ小礫、又は砂濱にして、此の所に戸數二十戸、人口百二十餘の漁村あり。其南方面は岩石よりなり、海深二尋水色青色を呈す。其北西角には數年前より不動白色燈臺を設置し航海の便を計れり、其最高所は三百四十九呎、島中二個の井水を穿堀し好良なる淡水を出す。果實は椰子樹、檳榔子樹、芭蕉樹等あり又家畜としては豚鶏を飼養す。住民は暹羅人支那人及其雜種とす。

今本地の漁業の種類、數量、漁期、捕獲物等を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	捕獲物
深淺漁棚	一三	十一月乃至二月	鯖、アゴナシ、サツバ、鰹、グチ、鱈、キチラギ等
有垣鰹鱈網	四	五、六月	西刀魚、アゴナシ、小鰹、鰹等
蝦押抄網	三	五、六月	蝦
鰹押抄網	三	五、六月	鰹
アゴナシ竿釣	七	五、六月	アゴナシ
鹽投網	二	周年	鱈
介類採取	三〇	周年	牡蠣、灰介

而して其深海漁棚は四ワアーニソツクのもの多く且つ參照にして其新設費六百銖乃至七百五十銖とす。

船は「ルウアチャロム」と稱する「マイクキャン」なる堅材にて造り長六ワアー、巾ソツク、高二ソツク、一クウープの當國にて所謂大漁船と稱するもの此の新造費六百四十銖附屬品百六十銖餘を要す。網は長さ十五ワアー、巾四ワアー、二ソツク、此の新調費二百銖乃至參百銖にして船は三十餘年、網は三ヶ年の保存に耐ふ。一期間の捕獲最高額は參千銖にして千五百銖を得るときは收支損益なし、使用漁夫は一漁棚宛に五人にして其雇入法に歩合と月給の二種あり、月給は雇主食料を給し參拾銖乃至參拾五銖とす。歩合法によるものは漁棚、其他の雜費として捕獲金額より先づ千五百銖を引き去り其殘額を雇主三分、漁夫四分（即ち一人一分宛）船長一分五厘の割に配當す。

捕獲物は之れを鹽乾品とす、本漁業者は漁船の捕獲物陸上げに便なると船の出入に便なる爲め乾燥場及び魚類陸上場として海上に向けて長二十ワアー、巾四ワアーの竹簧編製の棧橋様のものを有す此の新調費百銖にして二年の保存に耐ふ。

魚類と鹽との割合は魚十五擔（一擔は十六貫目）に對し鹽十五桶（一桶は四升六合七勺五）とす。其方法は二、三晝夜鹽漬となし。鹹水にて洗滌し前記の乾燥場に乾燥すること時期と天候と魚類の種類によりて多少の差異あれども二日乃至四日間にして多くは乾製す。其鹽漬用樽は十五磅入のものに

して一漁業者二三桶を有し二三人堀地を使用す。樽は一樽四十銖、鹽は二十銖乃至四十銖とす。此の如く用鹽に高低あるは需要の如何と運送費の高低によるなり。

捕獲物は生賣は本村食用の一部に限らるゝと運賃の關係あるを以て之れを乾製品とす。製品は或る數量に達せば「チャンタブン」盤谷間の定期船によりて盤谷の魚類問屋に販賣す。

染網料は「マイコングカン」と稱する卑低地の海濱に茂生する木皮にして月三回、染網を行ひ一回二擔の木皮に水五桶乃至八桶を以て煮沸したる液汁を用ふ。木皮一擔の價格壹銖、即ち一年十二、三回染とす。船は一年一回の油塗「ヤン」と稱する木の油、及バテ塗（ヤンの油のヤンの脂を以て造りたるバテ）をなし永久の保存に耐へしむ、其油塗一回八銖、バテ二銖を要す。

有垣鮫鱈網 垣は其一例の長さ十ワアーにして其木數四百本兩側にて八百本、其一本の長さは二ワアー、二ソツク、徑二寸内外とす。網は口巾八ソツク、深六ソツク、長六ワアーニシテ最後部には「ローブ」と稱する長さ三寸六分、徑一寸の圓筒竹籠を付す、袋口は一尺に付十四節目、第二は十八節、第三は二十六節のものを用ふ、之れに使用する船は「ルウアベット」と稱する長三ワアー、幅四ソツク二人乗とす。使用時は落潮にして晝夜を論ぜず之を使用せんとするには垣の中央即ち魚落の處なる二本の竿に至り網の下部を此の所にある兩側の竹に結び上部は之れを竿に結び其先に結びし兩側の竹を下方に下げ網の下部を海底に接せしめ以て網口を開かしめ、漸次網を卸し網の中央部の上部に結び

たる繩を持して再び網口の竿の所に歸り船を繋ぎ大凡一時間を経て網を引き上げ捕魚をなす。捕魚をなすには、先づ網口の兩側の竹を引き上げて網口を閉鎖し後、支持する繩を引き上げ（此の間、竿と船とを連絡する繩を漸次に伸す）其以下の網部を引き上げ「ローブ」の最後部の開閉自在口を開きて魚を收む染網は月二回之れを行ひ使用年限三ヶ年船は八年の使用に耐ふ。其新設費は木材百銖、漁網百二十銖、漁船二百銖にして一期間百銖乃至三百銖とす。

鰹蝦押抄網等、各一期間三十銖内外の捕獲を得れども、其他の漁業に至りては自家食用として採捕するに過ぎず。漁船は大漁船、五ワアー乃至六ワアーのもの十三艘、小漁船、三ワアー内外のもの十艘あり。

三、ブロート島

ブロート島はチック島の北西十哩の處にある長一哩、幅半哩餘の島嶼にして大陸を離るゝこと半哩より近く干潮に際せば乾底するを以て泥土を忌されば船なくして歩行することを得、其北岸泥沙混濁にして五六の凸凹海岸をなす。此の間に戸數四十七戸、人口三百餘の漁村を設く、其南岸は岩石にして殆んど一直の海岸線をなし、海深直ちに三尋を示す。本島は岩石多きと面積、又大ならざると淡水の湧出する能はざるを以て果實、蔬菜類の栽培、家畜類の飼養に適せず。僅少の椰子樹及び豚の飼養をな

すに過ぎず、従つて此等は日用品と共に「チャンタブン」市より購入す。飲用水は乾燥期中一月乃至四月の四ヶ月間は北西六涇を離る、「チャンタブン」河口の「シン」岬の井水より供給す。今本地に於て行はるゝ漁業の種類、數量、漁期、捕獲物等を示せば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	捕獲物
深海漁櫛	一〇	十一月—一月	鯖、鯖、西刀魚、鯉、サツバ、キナラギ、アゴナシ、赤鯉、鮫、鰻等
鯖旋網	六	十月—二月	鯖
サツバ旋網	二	十月—十二月	サツバ
蝦押抄網	五五	二月—五月	蝦
鰻押抄網	二〇	十月—十二月	鰻
投網	五	周年	鰻、黒鯛
鯖釣	一〇	二月—四月	鯖
竿釣	一	周年	海鮃
延縄	一	周年	鮫、海鮃、赤鯉
蟹網	四七	十月—一月	蟹
釜取	三	九月—十月	海鮃
介類採取	四七	周年	灰介、牡蠣

漁船は大漁船十六艘、小漁船五十四、五艘あり。

即ち本地は上記五漁業を主要なるものとして以外の七種類の如きは自家用として之れを採捕するに過ぎず。

鯖旋網 網は全部綿糸にして全長九十ワアー、巾五ワアー、二ソツク乃至六ワアー、二ソツク目は十節にして横目に使用す。浮子は桐にして長さ七寸五分、幅三寸七分、厚一寸七分、浮子間の距離一尺二寸、沈子は圓筒形のもの一個の重量十匁位にして半尋に一個を付す。

環は鐵製徑一寸七八分、一ワアーに四個、浮子繩及沈子繩は徑二分五厘のもの二本宛を用ふ。環括繩は徑六分五厘、長五十ワアーを用ふ。漁船は網船として長五ワアー二ソツクのものを用ひ七人乗り手船として長三ワアーのものを用ひ此の乗組人員三名とす。漁船は晝夜の別なく漁期に際せば海深六尋以内を東航西走し以て魚群の發見に務む。其魚群に會するときは手船は網の一端を持ち網船の魚群を圍繞して來るときは網船に二人は移り括繩を引き網を引き上げ抄網にて魚を抄ひ船中に收め歸港す魚群を見ざる時は食料の缺乏を告ぐる迄歸港せず専ら魚群の發見に務む。

當地方に於ては本漁には東風乃至北西風の間より吹き來る風を可とし南方は不可とす。之れ地勢上の關係にして此等の風向の時は魚類の陸方近く來游すること多きと風浪大ならざるを以て捕獲に便なるを以てなり。又本漁業は晝間よりも夜間の方漁多し、之れ夜間は魚群を識別するに容易にして魚群の游泳、又遲鈍なるの觀あり。故に晝間よりも漁多し之に反し月光の夜は魚群の識別困難なるを以て

晝間のみ漁業に従事す。魚群西方より來り東方に去るを以て漁場は時々變轉して西は「サタヒーブ」灣より東は遠く「コン」島（二、三月）に出漁す。使用海深は六尋以内とす。

今本漁業の經濟如何を調査するに左の如し。

網船一隻の新調費五百六十銖、附屬品百六十銖、手船二百四十銖、漁網千四百四十銖、染網料十四分八十擔、此の價格四十銖、漁船の油及バテ塗十五銖用鹽、三車乃至六車にして六十銖乃至百二十銖鹽藏用桶貳個にして百銖、乾燥場百銖とす。

漁夫雇入法は多くは歩合法によるものにして漁業者、先づ一期間の諸費を差引き餘の利益金を左の配當に充つ。

漁業主 五分 水夫 九分 船長 一分五厘 船網主 二分 魚類販賣者 一分

而して一期の諸雜費千三百銖とす。

漁棚 三ワアー乃至四ワアーのもの多く一期間五百銖乃至三千銖、某漁業者は昨年二千銖、本年千四百銖の捕獲ありたり、漁夫雇入法は歩合法にして諸雜費千二百銖を引き去り、漁業主二分五厘、水夫一分、船長一分五厘の配當をなす。

サツバ旋網 長さ八十ワアー、幅五ソツク乃至十二ソツク目十四節、兩端に長五ソツク以上の竿を付したるもの船は長三ワアー四人乗組、漁場に至り魚群を見て圍繞し捕獲す。使用海深は三ソツク乃

至十ソツクにして晝間の下潮、且つ無風を可とす一期間の漁獲六七百銖にして諸雜費二百五十銖内外漁網新調費は二百四十銖とす。

蝦押抄網 竿の長さ十一ソツク 徑一寸五分、網は長さ二ワアー二ソツク、幅二ワアー網目二十一節の先端は廣がり手元は竿の交叉して三角點に狭まりたる網具にして之れを以て蝦を捕獲せんとするには小船を用ひ、或は船を用ひずして高さ二ソツク、徑一ソツク位の口細き籠の四方に桐材を以て井形を造り籠を水上に致すも沈降せざる様になし、之れに一ワアー位の繩を付し之れを腰に結び海深乳に達するを度として其以内に於て海岸に沿ひて網を押しつつ徒涉し五ワアー以上を進んで網を引き上げ捕獲物あれば之れを船、或は籠に移す。之れを使用するは朝時無風にして下潮時を可とす。本地にて捕獲する蝦の種類は五種類なれども母國産のものとは種類を異にするものゝ如し。 「コンチャボワイ」(芝蝦に類似)「コンヨカク」(赤蝦に類似)「コンアンチュー」(櫻蝦に類似)「コンペエー」(沖櫻蝦に類似)「コンカトム」(磯櫻蝦に類似)なり。而して芝蝦類似と櫻蝦類似は其捕獲多し。網地は麻にして染網料は鶏卵一回三個を用ふ、其新調費二十銖にして一期間五十銖乃至百銖を獲る。参考の爲め當地方の風潮等を擧ぐれば左の如し。

東風

十二月、一月

東南風

十月、十一月

風多き月 八月乃至十一月
 波少き月 十一月乃至一月
 波多き月 六月乃至九月
 潮引き多き月 四月乃至六月
 病氣多き月 三、四月
 病氣は下痢病及マラリヤ病とす

尙ほ水産税總計は明治三十八年度に七百四十二銖四十四厚、三十九年度に於ては徴收額の増額により千二百五十九銖六十一厚を納めたり。

四、マヤラ島

「チャンタブン」河口の東南二哩半の處にある島嶼にして「マア」島「ノヲ」島「ヲーン」島は近衝の間にあり。

「マア」島は常時陸を形成すれども他の三島は低潮時に其周圍乾出して徒行をなすことを得、及び本地は本海岸中、泥地、砂濱の境界地にして西方「バクナムチャンタブン」村に至るには砂濱によるを得べし。以東の海岸は卑低泥土にして徒歩する能はず、本島より「バクナムチャンタブン」に至

る間には椰子樹甚だ多し飲用水は陸方十數町「パンナムハン」と稱する村落の井水より良好なる淡水を湧出すれども舟楫によるを便とするを以て「シン」岬より乾燥期中淡水を供給す、村落は「マヲヤ」島の北方にあり戸數四十戸、人口百九十八人を有する純然たる漁村なり。三十八年度の水産税額は三百九十五銖四十八厚にして三十九年度は五百卒一銖三十二厚、漁船は大漁船八艘、中漁船十三艘、小船漁五十二艘を有す。

今其漁業の種類、數量、漁期捕獲等を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	捕獲物
深淺漁網	八	十一月—二月	鱈、鯧、鱈、サツバ、鯉、ゲチ、アゴナシ、鯛等
蝦押抄網	五二	周年(就中四、五、六)	蝦
一 本 抄網	五二	六月—十月	鯉
延 本 釣	二	周年	海鯨、鯨、海ギ
延 本 釣	二	十月—十二月	鯨、鯧
筌 釣	四	六月—九月	エビ、カニ
漕 釣	二	十一月—二月	鯉
投 網	一	周年	鯉
介 類 採 取	五	三月—五月	牡蠣、灰介

即ち漁棚、鱸押抄網、蝦押抄網は本地の重要漁業とす、漁棚は三ワアーニソツクのもの多く、三或は四翼にして漁鱸の材料六百二十銖。一期間の漁獲千二百獲乃至參千銖、一期間の諸雜費千五百銖、配當は五人等分す。資金は盤谷よりするものは無利子にして捕獲物を賣買す、當地にて得るものは百銖に付一ヶ月二銖二兒乘、則ち二分五厘の利子とす。

蝦押抄網は一期間四十銖乃至百二十銖の捕獲高鱸は六十銖乃至十銖とす。鱸押抄網は蝦押抄網同様の竿を用ふ。網は全部もじ識にして巾七尺、長一丈五尺、内袋部六尺とす、此の新調費二十銖とす。

五、バクナムチャンタブン

「チャンタブン」河口にある漁村にして其北東方には高二千九百九十呎の「サアバアプ」山北西には「デエーング」山と稱する二千五百呎餘の山嶽あり、又河口の西方一哩の處には「ノムサウ」島なる圓錐形島嶼界在し、本年度より河口の西南「シン」岬に白色不動燈臺を設けたるを以て遠距離より能く其河口を認識することを得、及び河口に「チュラー」島と稱する門州島あり、河口の東岸は本漁村の主要地なり。吃水十二呎以下の船舶は上流一哩半なる「ユオン」村の耶蘇會堂前に沂上し碇泊することを得。本郡の主市「チャンタブン」市は上流八哩餘の處にあり、吃水四呎の小蒸汽船は同市に沂上することを得、然れども此の間の交通は帆船によりて行れつゝあり。當地盤谷間には二百噸内

外の蒸汽船あり。毎火曜日、盤谷を發し翌日着、土曜日當地を發して盤谷に到る定期船あり。此の間大凡十八時間乃至二十四時間を要す。當國に於ては交通の便なる地と云ふを得べし。當村は本海岸中最盛の漁業地にして三十八年四月迄、佛國兵二百餘の屯營せし處「クラット」郡の分讓により撤兵し目下役場を置く、淡水は好良なるもの充分にして市場の設置なけれども小賣店ありて日用品食料品に乏しからず、就中此の附近には椰子樹及芭蕉園多し、空氣又可良にして人體の健康に適す。漁場は又甚だ遠からず新鮮なるものを多量に需要することを得、然れども東部は水深淺きを以て低潮時には船を寄する能はず潮時と出入時期により甚しき不便を感ず。西部(西岸)は船を寄するに便なるも地域甚だ狭きに過ぐ。住民は支那人、暹羅人及暹清雜種にして明治三十八年の調査によれば戸數百六十八戸、人口千四人を有す。而して三十八年度の水産税は四百三十銖九厚、三十九年度二千七百七十銖四十三厚なりと云ふ。此の如く兩年度に於ける比例他村に比し大差あるは税金増加の點あるも村落合併の事は其最大原因をなす。大漁船十八艘、小漁船九十五艘を有す。當地主要の漁業は深海漁棚、有垣鮫鱧網、蝦押抄網、鱸押抄網、鯖旋網、サツバ旋網、一本釣等にして其使用漁具を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	捕獲物
深淺漁棚	一六	十一月—二月	鱸、サツバ、鱈、鰈、グチ、鰯、キチラギ、マナガツラ、アゴナシ等
有垣鮫鱧網	二八	四月—二月	マナガツラ、アゴナシ、蝦、野鱸海ギマ等

蟹	鱒	漕	筌	延	投	一	罾	蝦	淺	叩	サ	鯖
網	魚	釣	釣	網	網	網	網	網	網	網	ツ	旋
						本				キ	バ	網
											旋	網
				三〇	二〇	四〇	四〇	四〇	五	三	二	二
八月十一月	十一月十二月	三月五月	五月八月	五月七月	八月十一月	八月十一月	五月七月	五月七月	周年(十一月一月)	周年(十一月一月)	九月二月	十月二月
									周年(五、六、七多シ)			
蟹	鱒、鮫	魚、鮫	海鮫	鮫、鱒、鯛、アゴナシ等	鮫、海ギキ	鮫、海ギキ	アゴナシ、鯛	鮫	蝦	鮫、鯛、鱒、鮫、鱒等	アゴナシ、鱒、海ギキ、鯛、鮫族の小なるもの	鯖、サツバ

當地の深海漁柵は四ワアー乃至五ワアー二ソツク、兩翼八百ワアー、垣八百六十ワアー乃至二百ワアー、其翼及垣の總竹數八百本乃至二千本とす、平均一ワアーに付三本の割合とす。此のものは地下に達する一ワアーとす。

竹簀は其間海深によるものにして巾九ソツクのもの三十枚乃至三十二枚、此のものは百二十五本の

經三寸五分位のを八乃至十二に割りて編製したるもの、此のものは海底より五寸位地下に達す。其の口部は五乃至六ソツク、而して高潮時と雖も頂上二ソツクを有す此の竹簀を編製するには千五百筋の簀を要す。

魚溜の周圍の縦木は百二十五本、横木は三段にして二百五十本を用ふ。竹簀横木及縦木を結合する大籐五百束、而して魚柵は普通九月十月の兩月間に建設するものなれども大漁業者は常に多くの材料を有し、其年に於ける漁不漁を確めたる後、大漁と見れば漁期中と雖も増設するもの少なからず。本郡にありては四百ワアー以上、四方の距離を有すれば漁柵を建設することを得、又暹羅國一班を通し某氏の漁柵漁場は年々大漁なるを以て之れを得んとするには漁場の競争入札により之れを得ることを得べし。之れが原因となり刑事問題を惹起すること往々あり、船は長五ワアー二ソツク乃至六ワアー巾六ソツク内外にして五人乗とす使用年限防魔法等は他地方と異なることなし。

網は長十五ワアー、巾四ワアー二ソツク目は十二節とす、八日に一回染網す。三ヶ年の保存に耐ふ使用法は他地方のものと異なるなし。

落潮時に於て出漁し憩潮に漁獲し昇潮に歸村するを常とす、本地は漁場に近くして往漁歸帆共に便に漁期中は風位は又之れを助くるもの、如し。

陸上労働者は參人にして漁夫又助力をなす、漁夫及之れ等の雇入法は月給によるものと歩合による

ものとの二種あれども大多数は歩合とす。月給は食費付三十銖にして歩合は漁獲高より諸雜費を引き去り漁業主其四分を、六分を漁夫及雇人(一人)に各一分宛等分す。

鯖は風向に游泳す即ち北風には東方より東風には西方より来る、且つ海深二ワア一の處に來游す。水色青にして「ブランクトン」の浮游多き時は捕獲多し。

鱒、鯉、サツバ、アゴナシ等は風位に従て游泳し水深は四ワア一以上に多し。之れを要するに漁棚漁業の漁不漁は風位水色によるものにして、當地にては風位は東風一位、北風二位、西風南風は三、四位なりと云ふ。

捕獲物の販賣は大魚假令ばアゴナシ、鱒、鮫、鱒、鯉、マナガツヲ等は、當村又は「チャンタブン」市にて生賣となし(鯖の一部分も)其他の小魚、即ち鯖、サツバ、鯉、グチ等は鹽乾品となし、其大部分は盤谷に汽船積となし輸送販賣す。而して其生賣價格は最上八銖、最下三銖位にして五銖内外のもの最も多し、三十八年度迄は當村及「チャンタブン」市に佛國兵の屯營せしを以て大魚は勿論、小魚類に至る迄高價にして好況なりしと云ふ。

乾魚は汽船賃一擔に付二兒乘盤谷にて生産税として百銖に付三銖を納付す。漁棚一期間の捕獲高は八百銖乃至三千銖、諸雜費二千二百銖を要す。三十九年度に於ては捕獲數量大約七百擔、之れが乾製品三百五十擔、其平均價格八銖にして總計二千八百銖を得たりと云ふ。而して其用鹽七車、一車の代

價十四銖、汽船賃五銖即ち十九銖とす。

今本地本漁業の費額を細別すれば左の如し。

漁棚翼及垣竹	千二百本	代價	百八十銖
簀用竹	百二十五本	代價	二十八銖半
縦木	百二十五本	代價	百二十五銖
横木	二百五十本	代價	三十七銖半
籐(小)	千五百筋	代價	五十四銖
籐(大)	五百束	代價	百五十銖

漁棚建設材料 合計金五百七十五銖

尙ほ新に本漁業を開始せんとするには船、漁網、製造用器具、乾燥場等を要す。其費用左の如し。

漁船	一艘	代價	八百銖
小廻船	一艘	代價	百二十銖
漁網	一張	代價	二百四十銖
鹽藏用桶	大六、小七個	代價	五百銖
製造用器具	一切	代價	百銖

乾 燥 場

一ヶ所

代價 百銖

家屋及納屋

千銖

合計 金二千八百六十銖

即ち參千五百銖の資金を以て創業することを得、而して内二千四百銖は固定資本の性質を有す。之れ以外の費用として漁船漁網防腐料五十銖内外を要するのみ、漁夫雇入法は給料によるものと歩合によるものとあり、給料によるものは食料付三十銖、歩合によるものは諸雜費差引漁業主四分、漁夫各一分宛、陸上労働者一分(一人)即ち六分とす。



淺海漁柵の一種 上圖は小灣に於て建設するものにて垣は竹にして其長各二十五ワアー宛、其竹數二百二十五本、他は全部竹簧にして十個、其一個の巾は二ソツク魚溜は二個よりなり、一側は一個、他側は七個の簧よりなる縦木横木を用ふること深海漁柵に同じ、之れが建設海深は五、六ソツクにして其新設費十二銖、一期間八十銖乃至百銖の捕獲高あり。船は十一ソツク一人にて捕漁す。即ち最低潮海深二ソツク乃至一ソツク位の時出漁抄網を用ひて捕漁す。

一本釣 釣糸の長三十ワアー乃至四十ワアー鉛を旋線狀にしたる沈子を用ふるものと無沈子のもの

とあり。其重量三匁乃至六七匁、沈子と釣との間は五寸位の間隔を保ち各人二具を使用す。船は十一ソツクにして四人乗組み無風、又は微風の日曉に「ノムサウ」島「チエラー」島附近の海深三ソツク乃至六ワアーの漁場に達し、海深に應じて竿、又は錨を以て船を止め先づ餌を裝し釣を遠く投ぐ、其程度海深六ワアーなれば十五ワアー内外依て魚を釣獲す。餌料はいか鱈族の一種「ブラーポビイー」と稱するもの等にして一期間二百銖内外の捕獲高あり。

漕釣 釣糸は四十ワアー乃至五十ワアーにして八匁位の旋線狀沈子、沈子と釣との間隔六寸、船は長三ワアー三人乗にして漁場は盤谷灣中の「クラム」島「ラム」島「メエーサン」島の附近五六尋以上の處にして漕艦及び帆走によりて釣獲す。一船二具を使用す晝間の漁業にして昇潮時は多漁なり、風は烈しからずして東風を可とす、又淺所よりも深所を可とす引繩は大凡二十ワアーを延す、船内には食料及び鹽藏用鹽を用意するを以て不漁なるときは以上の島嶼を根據地として一週日乃至二週日も出漁し滿載して歸村するものとす。用鹽は四五斗を用意し捕獲せしものは直に頭部より三枚脊割となし鹽藏す、其捕獲物の體長は二尺七、八寸内外一尾の代價一銖内外とす。餌料は鱈族の小なるもの暹羅の「ブラーポビイー」と稱するもの、一期間の漁獲高二百乃至三百銖とす。本漁業は「チャンタブル」市に住する「カンボジャ」人及び河口一哩半餘の「カンボジャ」村のもの甚だ多し、従つて他の地方に於ては殆んど見る能はざる鱈三枚脊割鹽藏品の販賣多し。

鉾漁 鐵製一本又、其長六寸、柄は長二ワアー、繩は八十ワアー、綿糸三分五厘經のものにして船は長三ワアー三人乗、漁場は佛領コン島及ツングカペーンの海深三尋以下の處とす、一期間百銖内外の捕獲高あり。



蟹網 竿は四五ソツク内網下一ソツク、網は徑一ソツク、網は水底に達する様竿を刺し込むものとす。一回四十個乃至百個を水流に並列して使用す。其距離二ワアー毎とす、一晝夜間に四、五回使用す。漁場は淡鹹混水の底質泥土の所とす。船は二ワアー二ソツク二人乗餌は網の上部中央に結付するものにして「フグ」魚、其他の雜魚を用ふ。網百個の新調費四銖にし

て一期間の捕獲二百銖内外とす。

有垣飯鯨網 垣の長さ四十ワアー、網は口幅八ソツク、深六ソツク、長三ワアー、船は三ワアー、漁夫二人、一期間の捕獲高重量五十擔、其價格五百銖内外、創業費、竹木代百二十五銖、漁網百二十銖、此の保存年限三ヶ年、漁船百二十銖、此の保存年限二十ヶ年とす。

叩き網 長二十ワアー乃至四十ワアー、巾八ソツク乃至十二ソツク一時二百ワアー内外を使用す。

目は一寸目、船は三ワアー三人乗、一期間の捕獲三十擔、其價格二百銖内外とす。

鯖（ブラト）旋網 長百二十ワアー乃至百五十ワアー、巾三ワアー乃至六ワアー、目は十節、船

は大小五ワアー二ソツク内外のもの一隻、三ワアー二ソツクのもの、一隻漁夫十名（三名と七名）捕獲高千銖乃至三千銖。

サツバ旋網 長四十ワアー乃至六十ワアー、幅四ソツク乃至六ソツク、目は十五節、漁船三ワアー二ソツクのもの一隻、漁夫六人、網の新調費二百銖保存期三ヶ年一期間の捕獲高七十擔、價格六百三十銖内外とす。

蝦押抄網 一期間最高百四十銖、最低六十銖、平均百銖の捕獲高あり。

鱈押抄網 一期間の捕獲高六十銖乃至十八銖にして平均三十五銖内外とす、投網は平均八十銖繩は百銖内外とす。

六、バンカチヤイ

「バクナムチャンタブン」の西方「バンカチヤイ」灣の中央部、海濱の戸數百五十、人口九百五十の漁村にして淡水は遠からざる小山麓の大井水より供給し周年潤ることなし、多少の田畑を有し日用品は北方三湮餘の「バンカチヤイ」及び「チャンタブン」市より供給す。大漁船十二隻、小漁船百三十隻を有し水産税は三十八年度千二百銖、三十九年度二千三百銖を納付せり。

今漁業の種類、漁期、數量、等を擧ぐれば左の如し。捕獲物の種類と略同様なるにより之れを略す。

漁業の種類	数量	漁期	漁業の種類	数量	漁期
深海漁網	一二	十一月―二月	淺海漁網	四	五月―七月
蝦押抄網	八〇	三月―七月	投網(黑鯛)	二	周年
鯉押抄網	八〇	六月―十月	延繩	一	周年
叩き網	一	十一月―一月	四ツ手網	一	十一月―二月
黑鯛刺網	三	三月―五月	鯖一本釣	一〇	周年
アゴナシ刺網	一	七月―九月	プラーチョン抄網	二	三月―四月
鯨サツバ旋網	二	七月―十二月	魚フセ具	二	二月
有垣鮫鱈網	二	十一月―一月	蝦捕具	四	十一月―四月
		四月―十一月			

當村の漁網は四ツアー二ソツク乃至三ツアー二ソツクのもの多く兩翼及垣よりなる、三十九年度八十二個中、五個は利益ありたりと云ふ。一年の捕獲高は五百六十銖乃至千六百銖位にして千二百銖以上を得ば利益ありと云ふ。配當法は歩合法による、捕獲高は一日最高三十擔、一期間二百二三十擔、價格は非常の高低あり其原因二あり、一は其地方の多漁少獲により場合一は捕獲物の大部分たる乾製及鹽藏品は主として南洋南清への輸出に係る。然るに其輸出業者は全部支那人にして輸出地の豊漁凶獲如何と商況とにより甚しき高低を生ず。即ち三十八年度は一擔十二銖なりしが三十九年度は六銖乃

至八銖なりき大魚は生賣とす其割合全部の二割五分とす。販賣地は「バンチャイ」及び「チャンタブン」市とす。他は鹽乾品とす。

黒鯛刺網 四十ツアー、巾四ソツク、目は五寸五分(十二目)縮結の割合は五十六間を三十二間とす。之れを使用するには參張を接繼して使用す。使用法は「バンバアリコンゲ」のものと同様「クラム」と稱し深海六乃至八ソツクの海底泥土の所に長同長の木十五本位を徑四ソツク位に圓形に造りたるもの、所へ黒鯛の來集するを中心として陸方に向ひて網を掛け廻し、其中に入り木竹等を以て魚を驅り目に掛らしめ捕獲す。船は長三ツアー二ソツク三人乗とす。本地及「バクナムケンノオー」の漁場とする所は「プロート」島以東「チツク」島に至る同海深の所とす。其數甚だ多きを以て本附近を航するものは之れを自撃するならん。東風、又は無風を可とし停潮等に使用す。網糸は「ガラ」麻にして染料は寒油(タングユウ)と稱するもの月二回染網す共に支那より輸入せしものなり。此の新調費百二十銖、一期間の捕獲高百二十獲内銖。

アゴナシ網 長四十五ツアー、巾六ソツク、目は二寸五分、寒油染にして一時に三張を接置して網を陸方に向け弧形を造り驅逐し纏絡せしめて捕獲す。晝間降潮に使用す、午前及降雨は可なり、風は北西より西方を可とし無風又可なり、水色は濁るを可とす。海深は五ソツク以下とす、船は三ツアー二ソツク三人乗とす。一期間百二十銖内外の捕獲あり網は一張の新調費百銖とす。

蝦押抄網は五十銖乃至二十銖、鱈押抄網は八十銖乃至四十銖の捕獲あり。

七、バクナムケムノオー

「ケムノオー」河口の東岸にある村落にして戸數十八戸、人口六十八人、東部及北部は一面の平原西岸は「ケムノオー」岬を形成する連山脈にして繁樹多く空氣、又清良に其連山の麓よりは好良なる淡水を出し漁船の出入に便に漁場又近し、日用品食用品に於て多少の不便を感ずるに過ぎず。三十八年度の水産税は千六百銖にして三十九年度は三千四百銖を納付せり。大漁船五艘、小漁船十六艘を有す。今其の漁業の種類等を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	漁業の種類	數量	漁期
深海漁網	五	十月—二月	四ツ手網	五〇	十月—二月
有垣鮫網	二	五月—二月	投網	八	九月—十一月
淺海漁網	五	五月—九月	アゴナシ延繩	五〇〇	五月—十一月
鱈押抄網	三〇	九月—二月	空釣	五〇〇	五月—八月
蝦押抄網	三	九月—十一月	筌	五〇	周年
竿釣(黒鯛、アゴナシ、鮫等)	七〇	五月—十一月	叩き網	一七	九月—十一月
一定の網場ある四ツ手網	六	九月—一月	アゴナシ刺網	五	八月—十一月

鱈網	黒鯛刺網	サツバ旋網	蟹網
八	五	一	二
五月—九月	七月—九月	九月—十二月	五月—十二月
鉾	筌	蝦	探
漁		捕	介
二〇	一〇	一〇〇	全部
十一月—一月	十月—一月	五月—七月	五月—十一月

尙ほ十月乃至十二月間は「ケムノオー」西口岬の「カアバアー」島附近に「イカ」「ケンサキイカ」に似て小なる長七八寸、當國にて「ムツクマンモアン」と稱す)多く群來するを以て小船二三人乗のもの出漁し抄網にて捕獲す。

漁網は四ツア—二ツツクのもの多く兩翼一垣のもの多し、捕魚は鹽乾品及生賣とす、鹽乾品は盤谷より買出に來る支那人に販賣し生魚は「チャンタブン」及「バンカチャイ」の二ヶ所に販賣す。捕獲高は二千銖内外は普通にして四千銖を最高とす。配當は諸雜費千五百銖を引き去り殘部を漁業者二分五厘、船長一分五厘、漁夫一分宛(五人)、船五分網五分なり。書記の給料は二十銖とす。

一定の網場を有する四ツ手網 網は五ツツク四角海深四ツツク迄使用す。兩翼柴垣を造り魚落に網場を造り降潮に使用す、船は三ツア—のものにして二人乗とす。此のものは内灣、又は河口に於て多く建設せらるゝものとす。捕魚は「ギョ」黒鯛「アゴナシ」鰯等にして一期間の漁獲高八十銖内外とす。

アゴナシ延縄 幹糸は二十ワアー、枝糸は一ソツクのもの、二十ワアー間に百本乃至百五十本を付したるものを一具となし一回三四具を接續して使用す、船は十一ソツク二人乗一年の漁獲百二十銖内外とす。

簀立 竹簀を長く立て其先端に同様の竹簀を圓形に立て魚捕部としたるものにして、其竹簀の長さ五百、巾五ソツク捕魚六ワアーの竹簀とす。上潮に水満ち下潮に魚來りて、此の所に集るを抄ひ捕るものなり。此のものは海岸に平行乃至四十五度迄の角度、或は河口の水流を横きりて接續す。捕魚は「ギ」
「ナマズ」「エヒ」鮫、鰯「アゴナシ」等とす此の新調費百銖、其捕獲高二千銖内外とす。

八、ツングカベンゲ灣

當灣は當海岸中、唯一の灣港にして「ムウドウ」連山脈、其東北部に横り港口は「ヒンカン」岬と「ツングカベンゲ」山とに擁せらるる成る袋狀の良灣にして灣口六分の一湮餘、海深二尋にして灣の長一湮、幅員二湮の遠淺灣、其東部は小石又は砂濱にして西部は泥土よりなり水深甚だ深からざるを以て低潮時には其大半を現出するに至る。其東濱「ツングカベンゲ」村には椰子樹、鳳梨、苹果樹（マング）を培養し好良なる淡水に富み氣候も良好なり。其他の村落は卑地獨特の樹木、即ち「マイコングカング」の水中に數多の根を下しつゝ、（所謂根上り木、此の木皮は漁網の染料として使用せらる

ゝこと本邦の檣皮に等し）茂生するを見る、而して帆船の本地付近を航する盤谷通ひのものは寄港地として常に數隻の碇泊出入を見る。本灣の状態此の如くなるを以て其東岸に少く人工を加ふるに於ては好良なる漁港となすことを得べし。而して本灣の沿岸に左の村落あり、住民は暹羅人多數にして支那人少數なり。

村名	職業	戸數
ツングカベンゲ	漁業	二四
ツング、クレエーンゲ	農業	二〇
コン、クツト	同	五五
ベン、エ、ラオ	同	三〇

即ち「ツングカベンゲ」は漁業を主とし、他に農業の閑時を利用して自家用魚類を捕獲するに過ぎず。此の他「バンカチャイ」の漁業者及「チャンタブン」市の「カンゴジャ」人の來漁あり。而して本灣内の漁村の漁船は小漁船のみにして四ツ

ア二ソツクのもの三隻、三ワアー内外のもの三十隻にして内二十隻は「ツングカベンゲ」村の所有に屬す。本地の漁港として利益なる點を擧ぐれば漁船の出入に便なること、數多の漁船を入ることを得ること漁場の近きこと、魚類は饒多なること、特に其五湮沖なる「ロオーブ」岩礁附近の如きは鯛の棲息夥し、又其灣口の東部「ツングカベンゲ」山の如きは鬱茂たる山林にして周圍の水深深く水色又清青色、或は黒色の如きを以て魚類の群來甚だ多し、其不利なる點を擧ぐれば交通の不便なること都市に遠隔なるか爲め魚類生賣の困難なること日用品の不自由なること等なり。今當海灣に於ける魚

介類を擧ぐれば左の如し。

魚類の名稱	漁期	價	格	魚類の名稱	漁期	價	格
鯧	十月—一月	百二十匁	八厚	モ	六月—七月	二百四十匁	一銖
鯧	九月—一月			赤	四月—七月	二百四十匁	八厚
鯛	十二月—一月	參百匁	十六厚	灰	四月—七月		八厚
鯛	年	參百匁	十六厚	バ	七月		八厚
黒	年	參百匁	十六厚	ク	六月—七月	四升七合弱	六銖
イ	年	參百匁	十六厚	ベ			
ポ	年	參百匁	十六厚	ツ			
ロ	年	參百匁	十六厚	手			
ン	年	參百匁	十六厚	介			
ゲ	年	參百匁	十六厚	介			

尙ほ當村の漁具を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	漁業の種類	數量	漁期
淺海漁網	二	四月—七月	竿釣	三〇	年
鯛空釣	四〇	年	一本釣	三〇	年
鯛抄網	二〇	灣内六、七月	四ツ手網	二	年
鯛押抄網	五	灣外七月—十月	探介	全部	年
投網	二〇	年			

鯛空釣 幹糸は二十五ワア、枝糸一尺二寸、之れを幹糸の七寸間に付す。即ち二百三十内外とす

浮子は桐、長二寸七分、巾二寸五分、此のものを三尺五寸間に一つ宛付す、之れを使用するには三組を普通とし、其幹の兩端に石を付し二本の竹を兩端に中央には椰子實の空物を目標兼浮標となし之れを長四ワアの繩に付して幹糸に結付し使用は晝夜を論ぜず灣を横斷して配元一期間百銖内外の捕獲高あり、船は三ワア二人、又は三人乗とす。

鯛抄網 長二ワア二ソツク、巾二ソツク木綿を澁染とし幅の一端に同巾の竹を付し及び其中央に一ヶ參百匁位の石を付したるものを海中に投ずればは鯛上層に浮び出づるを以て「モジ」織一尺五寸徑長さ矢引の抄網を以て抄ひ捕るなり、海深は三ワア迄の所とす。清水を可とす濁水は不可なり鯛浮き上らすと云ふ灣外に使用す、灣内は押抄網を可とす、之れを使用して漁獲せんとするには小漁船三ワアのものに三人乃至五人乗組み漁場に至り誘導具一具を投じ其浮上り來るを各人抄ひ捕るなり一期間一具百五十銖内外を多獲とす平均百銖以内とす。

九、バクナ、ムクラチエー

「クラチエー」河口の東岸にありて戸數十七戸、人口八十六人の漁村にして淡水は堀井より之れを得椰子樹を栽培す大漁船二隻小漁船十三隻を有す、現在及將來と雖も漁村として重要視すべきの地にあらず、今當地漁業の種類數量漁期等を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	数量	漁期	漁業の種類	数量	漁期
深海漁網	二	十一月—一月	鯖旋網	一	十一月—二月
蝦押抄網	一	十月—十一月	アゴナシ刺網	一	八月—十一月
鱧押抄網	一一	九月—十月	投網	三	周年
アゴナシ延縄	三	周年	採介	全部	三月—四月

其特に記すべきものは深海漁網にして三ツアー乃至十ツツク二十五、六の竹簧魚溜よりなる。當海岸中、最淺最小の漁網にして費用及捕獲高共に最低とす。其費用は三百二十銖、網は十三ツアー、巾三ツアー、此の新調費百六十銖、漁船乗組は三人、又は四人、捕獲は二千銖乃至六百銖にして六百銖以上を得ば配當をなすことを得、配當は歩合とす。

十、バクナムバンクラアート

「バンクラアート」河口の西岸にある人口二百五十、戸數五十餘の村落にして漁村と稱するよりも寧ろ農業を主とす。同様椰子樹園を有すれども多からず、極て貧弱なるの感あり、住民は主として暹羅人なり、小漁船十一ツツクのもの普通とし四十隻を有す。淡水は上流二哩計りの處よりす、今漁業の種類を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	数量	漁期	漁業の種類	数量	漁期
鱧押抄網	三八	七月—九月	蝦投網	六	三月—五月
叩干網	二	十二月—一月	アゴナシ延縄	五	九月—十一月
アゴナシ刺網	三	十月—十一月	笠	二	上流八月—十月 下流三月—四月
鱧網	一	六月—八月			

十一、バクナムブラセエ

「ブラセエ」河口にありて西岸には海軍屯營所一寺院及數戸の人家あるに過ぎず。東岸に主なる村落をなす、本地は此の附近物産の集散地にして買船の出入頻繁に其村落の上半部は商家軒を並ぶと云ふ有様にて日用品には不便ならず、其下半部は主として漁業に従事す、飲用水には雨期以外の月に於ては上流四哩の處より吸み取らざるべからず。數戸の堀井あれども鹽分を含むを以て飲用として使用すること能はず、其出量も亦少量なり椰子苹果の樹園あれども其他の果樹及蔬菜類は缺乏す。本地は晝間は西角の海軍屯營地（四十年前の設置に掛り二士官二百の兵卒を訓練す）により夜間は同所の晴天光達十哩と稱する不動白色燈臺（二十五、六、年前の設立）により稍遠方より之れを認識することを得然れども河口の海深甚だ淺く且つ深淺常ならず故に満潮時前後を利用するにあらざれば買船の如

きは出入に困難なり、三十八年度の調査によれば戸數百十六、人口七百餘にして支那人暹羅人よりなる、而して其水産税は八百銖なりき、今本地漁業の種數等を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	漁業の種類	數量	漁期
深海漁柵	三	十一月—二月	投網	七	周年
淺海漁柵	七	三月—九月	アゴチシ延繩	一〇	十月—十一月
叩き網	五	十月—二月	グチ竿釣	三〇	一月—二月
アゴナシ刺網	二	十月—二月	蟹網	三〇	六月—八月
鯖旋網	一	十月—二月	筌	二	三月—八月
黒鯛(寄場)網	五	四月—七月	採介(バクベツト)	四〇	十月—五月
蝦押抄網	一	三月—五月	蝦捕貝	三	二月—六月
魷押抄網	四〇	六月—九月			

深海漁柵は「バクナムクラチエー」のものと同様最淺のものとする。

十二、バンクレエーング

「クレエーング」河口にある戸數百十五戸、人口千餘の村落にして農業兼漁業に従事するもの多く漁業專業者は十數戸に過ぎず。大漁船八隻、小漁船十隻を有す。本地は又漁船の出入に便なり、又椰子、苹果、檳榔子等の樹園あり、日用品は不自由ながら數戸の商家より淡水は遠からざる井水により良好なるものを得べし。今本地の漁業の種類を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	漁業の種類	數量	漁期
鯖旋網	五	十月—一月	鮫網等一本釣	四〇	周年
魷地曳網	七	六月—十一月	竿釣(淡水魚)	一〇〇	周年
魷引倒網	一〇〇	六月—十一月	四ツ手(淡水魚)	一〇〇	二月—三月
投網	三〇	周年			

則ち本地の漁業は鯖旋網、魷地曳網の二漁業にして他は自家用の爲め捕獲するに過ぎず。鯖旋網は千銖乃至三千銖の捕獲にして千銖以上を得れば利益配當をなすことを得、其配當は水夫十分頭家五分、網船三分とす。

魷地曳網は一期間七百銖乃至三千銖の捕獲あり千銖、以上なれば配當をなすことを得、其配當は十二分半とす。こは「バクナムラヨーン」の項に詳し。

魷引倒網 長四ツア、巾三ツツク内外の長方形の「モジ」織網にして其兩側に一人宛手及び足によりて網を支持して緊張せしめ深さ乳に達する海深迄にて海岸に直角に進みて之れを使用して捕獲す一期間二十五銖乃至五十銖とす。

十三、バンベエー

之れ又農兼漁業地にして戸數百、人口七百餘とす。三十八年度の水産税は三百三十七銖十六厚、三十九年度四百六十五銖なりき、其海岸は波荒く且つ深海ならざると岩石多きとにより船を近くるに不便なり小漁船のみにして十五隻あり、今其漁業の種類等を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	漁業の種類	數量	漁期
鱈網	二	十月—十一月	鮫鯛等一本釣	五〇	一年
鱈引網	一〇〇	七月—九月	竿釣	一〇	六月—九月
鱈投網	六	周年			

即ち漁業として見るべきものなく自家用として捕獲するに過ぎず。

十四、バクナムラヨーン

ラヨーン市を離る一里餘の處ラヨーン河口にある漁村にして燈臺によりて之れを認識するを得、本地は波濤高きと時期により河口深淺の度及閘洲を異にし危険なると水深淺きにより大船は之れに入る能はず。盤谷「チャンタブン」間の定期船も之れ等の理由により寄港せず「サメット」島に寄港す。

本地は純粹の漁村にして本海岸中有數のもの、日用品等は皆之れを「ラヨーン」市よりし飲用水は半里弱の井水より之れを得。昨年の調査によれば戸數百十戸、人口六百九十七人にして三十八年度の水産税額は六百八十銖三十六厚、三十九年度二千七百二十五銖十六厚、大漁船十九隻、中漁船四十隻、小漁船百四十隻を有す。今其漁業の種類數量漁期等を擧ぐれば左の如し。

漁業の種類	數量	漁期	漁業の種類	數量	漁期
深海漁罾	三	十一月—三月	蝦投網		周年
鱈旋網	一三	九月—十二月	鱈引網		九月—十二月
鱈地曳網	三	周年	鱈抄網		九月—十一月
地曳網	三	九月—二月	鱈カンパチ一本釣		十一月—六月
叩き網	二一	周年	鱈フセ具		周年
鱈地曳網	九	九月—十一月	魚捕魚		周年
蟹網		七月—十月			四月—十月
延繩網		周年			周年

以上、數量を記せし前六種は本地の重要漁業とす。

鱈旋網 長さ百二十ワアー、巾六ワアーニソック、目は十二節にして其新調費千四百銖、一年の修繕費四十銖、此の保存期三ヶ年、船は大漁船六ワアーのもの一隻、此の乗組員七人、中漁船三ワアー

二ツツクのもの一隻、此の乗組員二人、即ち漁船二隻十人にて一隻は網漁一隻は手船として使用し、使用法はプロット島のものと同し、一期間の捕獲高は三百擔乃至六百擔、此の價格千五百銖乃至三千銖、本年其漁業者は三千百銖を得たりと告げたり。而して魚價は一擔に付四銖半乃至六銖なりし今其捕獲の配當法を見るに食料を各人持として頭家（漁業主）五分、水夫各一分宛、船長一分五厘、船網一分、販賣人一分とす。漁場は「バンサアレー」附近より「コン」島（佛領）に至る間とす。捕獲物は主に鹽藏魚とし鹽藏せしものは當地の買船十一隻によりて之れを盤谷に輸送し販賣せしむ、一漁業者鹽藏用樽は各參四個を有す。

鱧地曳網 片袖の長二十ワアー、巾袋口三ワアー一ツツク、兩端十一ツツク、袋の長三ワアー、浮子長六寸、巾厚各二寸、浮子間の距離二寸、沈子は袋口一尋位は十匁位のもの五寸に一つ、袖は一尺五寸に一つ引網二十ワアー、網地は全部モジ織とす。此の新調費三百二十銖、漁船は大漁船六ワアー十三人乗とす。之れを使用するには潮上の海岸より引網を下し海岸に向ひて弧形をなす様、網を投じ陸上より兩端を引き上げ捕獲す。之れを使用するは朝夕にして東風西風北風の時に於てし南風は波濤高きを以てなさず、要するに靜穩なる日の水色濁色を帯びたるを可とす。染網料は「サメット」の木皮とす。月三回染網す、捕獲多きは六百桶即ち三千銖少きは百桶位とす、二百桶を得ば收支償ふと云ふ配當法は諸雜費千銖を引去り漁業主三分、水夫一分宛、船長一分半、炊事人一分とす。

地曳網 長百四十ワアー、巾五ツツク、目は二寸、新調費二百二十銖、船は大漁船十三人にて使用す。一期間三百二十銖乃至千銖とす。歩合は十六分半とす捕獲は鰯族、アゴナシ、鱒、鰹等とす。叩き網 長六十ワアー、巾六ツツク、二寸五分目、水深は六ツツク以内、船は三ワアー二ツツク三人乗、夜間使用す。一期間四十銖乃至二百四十銖、捕獲は鱒、鰹族とす。當地の漁柵は五ワアー三ビーク諸費千銖、一期の捕獲高二千銖を差引き漁業主二分、水夫一分、舵取一分半に配當す。

十五、サメツト島

本海岸中最大の島嶼にして周界十哩弱、其の海岸は砂濱、或は岩石にして殊んど心臟形をなし其北部の砂濱は陸方に對するを以て波浪少く船舶の寄港地たり、水深は直に四尋以上にして底質砂石よりなる島内平地少く耕作を行ふ能はず。従つて陸上食物としては三四月の交苹果を産するに過ぎず、然れども淡水は一沼澤のあるありて多量に之れを得べし。人家は僅に五戸に過ぎず、無袋地曳網、投網、一本釣、竿釣等を有し漁業をなす。

此の附近には鯛サツバ、黒鯛、アゴナシ、カンバチ等、常棲し鯖の來游期には西刀魚、グチ、鰹等の群來夥し。

以上

昭和十年六月十五日印刷
昭和十年六月二十日發行

〔非賣品〕

編纂者

社団法人 南洋水產協會

東京市日黒區上日黒八丁目五七〇番地

發行者

加藤 勢三

東京市豊島區西巢鴨四丁目二二六番地

印刷者

澤田 文雄

東京市豊島區西巢鴨四丁目二二六番地

印刷所

學園印刷所

不許
複製

發行所

東京市赤坂區溜池町一番地

社団法人 南洋水產協會

終

